

第4章 状態述語文の他動化と使役化 I - 2 —「～くする」「～くさせる」—

4.1 はじめに

動詞に否定を表す「ない」や形容詞の「やすい／にくい」、願望を表す「たい」が後続し、否定文、難易文、願望文が作られると、状態性が生まれる。¹また、それら「動詞+ない」や「動詞+やすい／にくい」などは、形態的には形容詞に属することになる。そこで、本章では、第3章で考察した状態述語文(述語が形容詞、形容動詞や「名詞+だ」で構成される文)に加えて、述語が次の(1)に示したような形式で構成される、否定文「動詞+ない」、難易文「動詞+やすい／にくい」、願望文「動詞+たい」を状態述語文の一種とみなすことにする。以下、(1)のような状態述語文の他動化と使役化を考察し、その構文的特徴と意味的特徴を明らかにする。本章で行う考察は、第3章で考察した状態述語文の他動化と使役化に加え、状態述語文の他動化と使役化のさらなる一面を明らかにすることであり、同時に他動化と使役化の全体像を見渡せる手がかりにつながることもある。

- (1) a. 動詞+ない
- b. 可能動詞+ない
- c. 動詞+やすい／にくい
- d. 動詞+たい

(1)による状態述語文の他動化と使役化にはいくつかの問題が見られる。例えば、「動

*1 否定文「動詞+ない」を状態述語文とみなすこと、すなわち、動詞に「ない」が加わると、状態性が生まれるとすることには、議論の余地があると思われるが、本論文では、「動詞+ない」の「ない」が形態的に形容詞に属することから、状態述語文の一種とみなして議論を進めることにする。

詞+ない」について考えてみる。

否定文「動詞+ない」の他動化・使役化とは、「動詞+ない」によって表される状態を別の関与者が引き起こすことをどのように表すかにかかる問題である。例えば、次の(2a)の状態を「先生」という別の関与者が引き起こすことを表そうとするなら、(2b)や(2c)になるはずであるが、両者ともかなり不自然な文である。ところが、(3)では、(3a)の状態を「この薬」が引き起こすことを(3b)や(3c)で表すことができる((3c)は若干容認度が落ちる)。

- (2) a. 太郎が走らない。
b. ??先生が太郎を走らなくする。
c. ??先生が太郎を走らなくさせる。
- (3) a. 氷が溶けない。
b. この薬は氷を溶けなくする。
c. ?この薬は氷を溶けなくさせる。

(2)、(3)のような否定文「動詞+ない」の他動化と使役化には、次の三つの問題がある。

①構文的な問題として、「する」の使役形が「させる」であることからすれば、(2b)と(2c)、(3b)と(3c)は基本文と使役文の関係にあることになる。しかし、(2b)と(2c)、(3b)と(3c)の間には項関係に変化が見られない。つまり、使役化には項の増加が伴うはずであるが、(2c)と(3c)には項の増加が生じていないのである。したがって、(2c)、(3c)における「させる」は、(2b)、(3b)の「する」の使役形であるとは考えられない。それでは、(2b)と(2c)、(3b)と(3c)はどのような関係にあるのか。

②意味的な問題として、否定文「動詞+ない」の他動化と使役化は、(2)のように成立しない場合や、(3)のように成立する場合があるが、どのような場合に成立し、どのような場合に成立しないのか。すなわち、否定文「動詞+ない」の他動化と使役化の成立条件は何か。

③意味的な問題として、否定文「動詞+ない」の他動化と使役化が、ある一定の条件の下

で成立する場合において、(3b)と(3c)のように、他動詞文と使役文で容認度に違いがあることがある。これはどのように説明できるのか。

以上の3つの問題は(1)の他の文「動詞+やすい/にくい」「動詞+たい」にも該当する。以下、4.2節では、「動詞+ない」「可能動詞+ない」について、4.3節では「動詞+やすい/にくい」について、4.4節では「動詞+たい」について考察する。

4.2 否定文「動詞+ない」の他動化と使役化

本節では「動詞+ない」の他動化と使役化の問題を取り上げる。以下、4.2.1節では「はじめに」であげた問題①について、4.2.2節では問題②について、4.2.3節では問題③について考察する。

4.2.1 否定文「動詞+ない」の他動化と使役化の構文的特徴

4.2.1.1 Kuroda(1981)、黒田(1990)^{*2}

Kuroda(1981)、黒田(1990)は、「(さ)せ」の自立性を主張しているものであり、否定文「動詞+ない」の他動化と使役化に関して述べているものではないが、「問題の所在」であげた問題①の「する」と「させる」の問題と関連するので、ここで検討することにする。

- (4) a. 太郎が煙草を吸わない。
- b. 私が太郎に煙草を吸わなくさせる。
- c. *太郎が煙草を吸わなくする。

Kuroda(1981)、黒田(1990)は、(4a)の「吸わない」を使役化すると、(4b)の「吸わなくさせる」になるが、(4b)の「吸わなくさせる」における「させる」は「する」の使役形ではなく、使役の助動詞が自立語として顕現しているものであると述べている。その根拠としては、次の3点をあげている。一つは、「させる」が「する」の使役形であることからすれば、(4b)の補文は(4c)になるはずだが、(4c)は非文である。たとえ、文法的な文であ

*2 黒田(1990)は、Kuroda(1981)の一部を敷衍しているものである。

るとしても、(4c)は「太郎」が煙草を吸わなくなる主体であるという肝心な読みを持たないので、(4c)は(4b)の補文ではないという点である。二つ目は、(4b)の「吸わなく」の「なく」は「ない」の連用形であるが、連用形とは用言に続く形なので「させる」は用言、すなわち自立語であるという点である。三つ目は、「吸わなく~~は~~させる」「吸わなく~~さえ~~させる」のように、「吸わなく」と「させる」の間には、「は」や「さえ」などの挿入が可能なので、「させる」は自立語と考えられるという点である。

以上から分かるように、Kuroda(1981)、黒田(1990)で行われている議論の主旨は、「させ」が統語的に自立語であるか否かという点にあり、本論文の主旨とは直接かかわりを持たないかも知れない。しかし、使役文の研究が常に肯定文を基準に行われている中、Kuroda(1981)、黒田(1990)が、否定文「動詞+ない」の使役化に触れている点には注目すべきである。

4.2.1.2 Kitagawa(1994)

Kitagawa(1994)は、Kuroda(1981)の分析に異論を提議している。

(5) 私は太郎に煙草を吸わなくさせる。 (Kuroda(1981))

つまり、(5)における「吸わなくさせる」について、Kuroda(1981)で行っている次の(6a)の分析だけではなく、(6b)の分析も可能であると主張している。

- (6) a. suw-anaku-sase
b. [... suwa-anaku] s-a^e

(6b)は「sase」が否定の「ない」に直接付くのではなく、「suwa-naku」を補文とする動詞「する(s)」に後続するという分析である。(6b)の分析を主張する根拠として、次の2点をあげている。まず、(6b)の分析をとるためにには、(5)の補文を、述語が動詞「する」からなる「太郎が煙草を吸わなくする」であるとしなければならない。Kuroda(1981)では、この文を非文法的であるとしているわけだが、Kitagawa(1994)では、「太郎が煙草を吸わなくする」は、「太郎はつとめて煙草を吸わなくした」のように、「が」を主題の「は」

に交替させたり、時制を変えると自然な文になるとし、「太郎が煙草を吸わなくする」は(5)の補文になることが可能であると述べている。

次に、「rare」や「sase」は、動詞のみを選択するということをあげている。

(7) a. suwa-re

b. suw-ase

(8) a. *yasasi-rare

b. *yasasi-sase

(7)、(8)からすると、「ない」は形容詞なので、次の(9)が予想されるが、形容詞を連用形にすると、次の(10)、(11)のような対照的な結果が得られると述べている。

(9) a. *suw-ana-rare

b. *suw-ana-sase

(10) a. *yasasiku-rare

b. yasasiku-sase

(11) a. *suw-anaku-rare

b. suw-anaku-sase

(10)、(11)の対照的な振る舞いは、一見、「sase」は「rare」とは違って、形容詞の連用形には後続することができるということを表しているようである。しかし、次の(12)が示しているように、「sase」と「rare」は形容詞に直接後続しているのではなく、形容詞述語文を補文とする動詞「する(s)」に後続しているのである。そして、形容詞が連用形の形をしているのは、動詞「する」に接続するためであると述べている。動詞「する」が形容詞に後続するのは、例えば「やさしくする」がいえることからも確認できるとしている。

(12) a. [… yasasiku] s-are

b. [… yasasiku] s-ase

(13) a. [… suw-anaku] s-are

- b. [… suw-anaku] s-ase

以上の Kitagawa(1994)の分析を簡単にまとめると、次の(14a)は(14b)の使役文であるという主張である。つまり、「させる」は「する」の使役形であるという関係を固守している分析である。

- (14) a. 私が太郎に(つとめて)煙草を吸わなくさせた。
b. 太郎は(つとめて)煙草を吸わなくした。

仮に(14)の分析が正しいとしても、この分析では、説明できない点が残る。例えば、次の(15a)と(15b)は、「吸う」を可能動詞の「吸える」にしたものであるが、(15a)の補文であるはずの(15b)は「太郎」が煙草を吸えなくなる主体であるという解釈では成り立たない。つまり、(15a)の「吸えなくさせる」は(15b)の「吸えなくする」の使役形ではないのである。また、(15b)を適格な文とするためには、「太郎」が「煙草」に何らかの働きかけをして、その「煙草」を吸うことのできないものにしてしまったという煙草の状態変化を表す文として捉え直さなければならない。

- (15) a. 医者は(太郎に)煙草を吸えなくさせた。
b. ??太郎が(つとめて)煙草を吸えなくした。

以上、Kuroda(1981)、黒田(1990)と Kitagawa(1994)を検討した。両研究とも、「動詞+ない」の使役文である「動詞+なくさせる」における「させる」の問題をめぐって議論している。Kuroda(1981)、黒田(1990)は、「させる」を「する」との連結を断つ形で、自立語と位置づけている分析であり、Kitagawa(1994)は、「させる」は「する」の使役形であるという関係を固守した形で「吸わなくせる」の「させる」も「する」の使役形であるとする分析である。このような二つの分析は、それぞれ一つの可能性としてあり得る分析である。しかし、これらの分析では説明しきれない現象がある。

まず、否定文「動詞+ない」の使役文「動詞+なくさせる」は次の(16)、(17)から分かるように「動詞+なくする」と同じ項構造を持ち、ほぼ同様の状況を表すという事実があ

る。さらに、このような「する」と「させる」の関係は第3章で考察した「～くする」「～くさせる」構文の場合にも同様に見られ、次章の第5章で述べる「～ようとする」「～ようさせる」構文においても観察される。Kuroda(1981)、黒田(1990)の分析では、(16b)、(17b)の「させる」は自立語ということになるが、「させる」が自立語であるとしても、(16a)、(17a)の「する」との関係は説明できない。また、Kitagawa(1994)の分析では、(16b)、(17b)の「させる」は(16a)、(17a)の「する」の使役形であるということになるが、それは「はじめに」でも述べたように両者の項構造が同様であるため、妥当な見方ではない。

- (16) a. しわや毛穴を目立たなくする。
b. しわや毛穴を目立たなくさせる。

- (17) a. 血液を固まらなくする。
b. 血液を固まらなくさせる。

次に、これらの分析に対する疑問は両者も状態を直接使役と結びつけている点である。寺村(1982)でも指摘されているように、「させる」の対象になり得るのは動的事象であることを考慮すると、「太郎が煙草を吸わない」という静的事象、すなわち状態を直接使役化することはできないと考えられるからである。そこで、本論文では次節の4.2.1.3で述べるように、状態と使役を結びつける役割を果たすものとして変化を表す「なる」を想定する。

4.2.1.3 否定文「動詞+ない」の他動化と使役化における自他と使役

否定文「動詞+ない」の他動化と使役化は、「ない」が形態的に形容詞に属することから、第3章で考察した状態述語文の他動化・使役化と同様に、他動化は「する」が後続することによって、使役化は「させる」が後続することによって行われる。つまり、「動詞+ない」は他動化すると「動詞+なくする」形に、使役化すると「動詞+なくさせる」形になる。

- (18) a. 太郎が煙草を吸わない。
b. *私は太郎を煙草を吸わなくする。

c.??私は太郎に煙草を吸わなくさせる。

例えば、(18a)の状態を「私」が引き起こすことを表そうとするなら、他動化した(18b)や使役化した(18c)を用いることになるが、これらは実際にはほとんど用いられない。³この問題に関しては 4.2.2 節「否定文「動詞+ない」の他動化と使役化の意味的特徴」で議論することにして、本節では、構文的な問題である(18b)の「する」と(18c)の「させる」の関係について論じたい。

一般に、「する」と「させる」は使役関係にあるとされる。そのような観点からすると、(18b)の述語には「する」が、(18c)の述語には「させる」が用いられていることから、(18b)の使役文は(18c)であるということになる。ところが、項の増加が見られるはずの使役文(18c)には項の増加が見られない。したがって、(18b)と(18c)は使役関係にあるとは考えられず、両者の関係が問題になる。そこで、本論文では、次のように考える。

- (19) 否定文「動詞+ない」は意味的に状態を表し、形態的にも「ない」が形容詞に属するため、直接使役化することはできず、一旦状態変化を表す自動詞文への転換が行われる。

つまり、形態的に形容詞に属する「動詞+ない」を他動化・使役化するためには一旦動詞化する必要があると考えるのである。さらに、意味的にも状態と他動化・使役化を結びつけるためには変化という過程を介在させることが必要であると考えられる。このように想定すると、(18a)の「太郎が煙草を吸わない」は一旦動詞述語文である自動詞文の「太郎が煙草を吸わなくなる」に転換される。そして、その自動詞文を他動化・使役化することによって他動詞文(18b)「私は太郎を煙草を吸わなくする」や使役文(18c)「私は太郎に煙草を吸わなくさせる」が作られる。この過程を図で表してみると、次の(20)のようになる。(20)は他動詞の場合であるが、自動詞の場合も同様である。

*3 Kuroda(1981),黒田(1990)では「私は太郎に煙草を吸わなくさせる」を自然に成立する文として扱っているが、筆者の調査では容認度の低い文として判断された。

- (20) a. Y が ~を V ない。(他動詞)
 (太郎が煙草を吸わない)
- b. Y が ~を V なくなる。 → b' X が Y に ~を V なくさせる。
 (太郎が煙草を吸わなくなる) (??私が太郎に煙草を吸わなくさせる)
- c. *X が Y を ~を V なくする。 → c' *W が X に Y を ~を V なくさせる。
 (*私が太郎を煙草を吸わなくする) (*医者が私に太郎を煙草を吸わなくさせる)

(20a)の「吸わない」を出発点として、自動詞文の(20b)「吸わなくなる」が派生する。そして、(20b)の自動詞文を他動化すると(20c)の他動詞文「吸わなくする」になり、(20b)の自動詞文を使役化すると(20b')の使役文「吸わなくさせる」になる。ただし、(20c)は二重ヲ格制約が働くため、成立しない。なお、他動詞文(20c)を使役化すると、(20c')になる。本論文でいう他動化とは、(20a)から(20c)への過程を指し、使役化とは(20a)から(20b')への過程を指す(本論文では他動詞文と自動詞文の使役文の対立を考察の対象にしているため、(20c)から(20c')への使役化は議論の中心から外すことにする)。

(20b)に対応する使役文は形態的には「動詞+なくならせる」になるはずであるが、第3章でも述べたように「～くならせる」は実際には用いられない形である。ここでも「動詞+なくならせる」は実際には用いられない形であり、「動詞+なくさせる」形がその補充形として用いられていると考えられる。すると、自動詞文の使役文になる(20b')の「動詞+なくさせる」と他動詞文の使役文になる(20c')の「動詞+なくさせる」が同じ形態になってしまふが、これは状態述語文においてのみ見られる現象ではない。⁴

このように、自動詞文(20b)が介在することによって、自他と使役の関係が成り立つ。そして、この自他と使役という観点から、「する」と「させる」を捉えることで、今までの、「する」と「させる」の関係からは説明できなかった、「動詞+なくする」「動詞+なくさせる」における「する」と「させる」の関係を明白に説明できるのである。

次の(21)は自動詞の場合であるが、派生関係は(20)と同様である。一般に、自動詞文の

*4 自他同形の「漢語名詞+する」の場合、自動詞の使役形と他動詞の使役形が同形になる。

- a. 夢が実現する。(自動詞) → 夢を実現させる。(自動詞の使役形)
- b. 夢を実現する。(他動詞) → 夢を実現させる。(他動詞の使役形)

使役文において、被使役者は「に」格か「を」格で表すことができるが、(21b')の使役文においては、被使役者が「を」格で表されている。これは「～くする」「～くさせる」構文の意味的特徴上、「を」格名詞句の意味役割が経験者か対象になるからである。つまり、被使役者の意味役割が動作主である場合には「に」格で表されるが、(21b')の使役文では被使役者が動作主の意味役割を持たないということである。

(21) a. Y が V ない(自動詞)

(太郎が走らない)

b. Y が V なくなる → b'. X が Y を V なくさせる

(太郎が走らなくなる)

(??先生が太郎を走らなくさせる)

c. X が Y を V なくする → c'. W が X に Y を V なくさせる

(??先生が太郎を走らなくする) (??校長先生が先生に太郎を走らなくさせる)

(20)と(21)における自他と使役の関係から、「動詞+なくする」と「動詞+なくさせる」を捉えると、両者は他動詞文と自動詞文の使役文という関係にあることが分かる。一般に、他動詞文と自動詞文の使役文は同じ項構造を持ち、ほぼ同様の事態を表す。例えば、次の(22)において、「集める」と「集まらせる」は同じ項構造を持ち、ほぼ同様の事態を表すが、これと同じ関係が、(20c)と(20b')や、(21c)と(21b')の「動詞+なくする」「動詞+なくさせる」においても観察されるのである。

(22) a. 学生が集まる。 (自) → a'. 先生が学生を集めさせる。 (使役)

b. 先生が学生を集め。 (他) → b'. 私は先生に学生を集めさせる。 (使役)

ここで、以上のような自他と使役の観点から、Kuroda(1981)、黒田(1990)であげている例(4)を捉え直してみる。

(23) a. 太郎が煙草を吸わない。 (4)の再掲

b. 私が太郎に煙草を吸わなくさせる。

c. *太郎が煙草を吸わなくする。

(23a) と (23b) の間には、「太郎が煙草を吸わなくなる」という自動詞文が介在しており、そこから (23b) の使役文が派生したと考えられる。また、(23c) をあえて解釈するならば、(23b) との関係から捉えるのではなく、次の(24b)から「Y を」が省略された他動詞文として捉えるべきであろう。

- (24) a. Y が煙草を吸わない。
b. *太郎が(Y を)煙草を吸わなくする。 = (23c)

以上から、「はじめに」あげた(2)の「先生が太郎を走らなくする」と「先生が太郎を走らなくさせる」は、それぞれ自動詞文「太郎が走らなくなる」の他動詞文と使役文であり、(3)の「この薬は氷を溶けなくする」と「この薬は氷を溶けなくさせる」はそれぞれ自動詞文「氷が溶けなくなる」の他動詞文と使役文であることが明らかになった。

(20)、(21)の派生関係は、状態と使役が結びつく過程には、変化を表す「なる」(「動詞+なくなる(20b)」)が介在していることを表している。つまり、「ある状態を引き起こす」という事象には「(状態)変化」という過程が存在すると考えられるのである。また、(20)、(21)における自他と使役の関係は、第3章で提示した次の(25)の状態述語文の他動化・使役化における自他と使役の関係、つまり「なる」と「する」の自他関係と「なる」と「させる」の使役関係と平行している。このような平行性は、「動詞+ない」の「ない」が形態的に形容詞に属することに起因すると考えられる。

<状態述語文の他動化と使役化>

- (25) a. Y が Z だ/い。
(私が不安だ)
(部屋が明るい)
- b. Y が Z に/くなる。 → b'. X が Y を Z に/くさせる。
(私が不安になる) (彼の言葉が私を不安にさせる)
(部屋が明るくなる) (*太郎が部屋を明るくさせる)
- c. X が Y を Z に/くする。 → c' W が X に Y を Z に/くさせる。
(彼の言葉が私を不安にする) (*彼女が彼の言葉に私を不安にさせる)
(太郎が部屋を明るくする) (花子が太郎に部屋を明るくさせる)

以下、実例を見ながら、「動詞+なくなる」「動詞+なくする」「動詞+なくさせる」の関係を確認してみる。

- (26) a. つややかで、きめ細かな仕上がりにするため、保湿成分として、繭に含まれるたんぱく質を配合。適度な透明感と光沢を出し、しわや毛穴を目立たなくする。 【朝日新聞 2001.11.28】

⇒ しわや毛穴が目立たなくなる。

- b. ボビイ ブラウンが7月1日月曜、目元用の「ハイドレイティング アイ クリーム」を発売。乾燥による目元の小じわを目立たなくさせるため、アボガドオイル、ホホバオイル、アロエベラエキスなどを配合した。

【朝日新聞 2002.6.26】

⇒ 目元の小じわが目立たなくなる。

- (27) a. 政府の審議会などでは、親の判断で子どもに見せたくない番組を映らなくすることができるV(バイオレンス)チップの導入など、メディアの対応を厳しく求める報告が相次いだ。 【朝日新聞 2001.2.23】

⇒ 子どもに見せたくない番組が映らなくなる。

- b. 米連邦通信委員会は十二日、暴力シーンなど子供にふさわしくないテレビ番組を映らなくさせる機器「V(バイオレンス)チップ」を来年末までにすべてのテレビ受像器に組み込むことをメーカーに命じる決定をした。

【朝日新聞 1998.3.14】

⇒ 子供にふさわしくないテレビ番組が映らなくなる。

- (28) a. 筋弛緩剤は末梢神経に作用して筋肉を動かなくなる薬で、手術などの際に呼吸を停止させるために使う。 【朝日新聞 2001.7.13】

⇒ 筋肉が動かなくなる。

- b. ネオスチグミン・クロマイドは神経伝達物質のコリンエステラーゼ剤の一種で、神経をまひさせ、筋肉を動かなくさせる作用を持つ。

【朝日新聞 1996.12.06】

⇒ 筋肉が動かなくなる。

(29) a. 証人の精神的負担軽減策としては、ほかに昨年 11 月から、法廷内で証人を被告や傍聴人から見えなくするついたが導入されている。

⇒ 証人が被告や傍聴人から見えなくなる。

b. しかし霧は絶えず流れているので、或る時は一層濃いのが来てその人影をほとんど見えなくさせる…

【風立ちぬ・美しい村】

⇒ その人影がほとんど見えなくなる。

(26)～(29)の a と b の対では「動詞+なくする」と「動詞+なくさせる」がほぼ同じ状況を表している。例えば、(26a)の「目立たなくする」は「目立たなくさせる」にしても文の解釈に影響を及ぼさない。また、(26b)の「目立たなくさせる」を「目立たなくする」にしても同様である。つまり、(26)における「目立たなくする」と「目立たなくさせる」は使役関係にあるわけではなく、「目立たなくなる」と自他と使役の関係にあるのである。

(27)から(29)も同様である。

以上から、否定文「動詞+ない」の他動化・使役化における「なる」「する」「させる」の対応関係を図で示してみる。



<図 1 >

4.2.2 否定文「動詞+ない」の他動化と使役化の意味的特徴

—「動詞+ない」の他動化と使役化の成立条件—

本節では、「問題の所在」であげた問題②について考察する。つまり、否定文「動詞+ない」の他動化と使役化はいかなる条件の下で成立するかという問題を取り上げる。そして、その成立条件として意味的条件と統語的条件を提案する。

4.2.2.1 意味的条件

本節では、否定文「動詞+ない」の他動化と使役化が成立するための意味的条件を提案する。

「動詞+ない」の他動化と使役化は、「??走らなくする/??走らなくさせる」「??吸わなくする/??吸わなくさせる」「溶けなくする/溶けなくさせる」のように、常に成立するわけではなく、成立する場合と成立しない場合がある。では、どのような場合に成立し、どのような場合に成立しないのか。この問題を明らかにするために、まず「動詞+ない」に他動化形式「～くする」と使役化形式「～くさせる」を適用し、それらを容認度に基づき分類してみることにする。分類の結果、およそ以下の3つのグループに分けられた。⁵ グループ1は、他動化や使役化がほとんど成立しないと判断される部類である。グループ2は、話者によって違いは見られるものの、大方成立すると判断される部類である。グループ3は、自然に成立し、実例も多く見られる部類である。

<グループ1：ほとんど成立しない>

- (30) a. *医者は太郎を煙草を吸わなくする。
a'. ??医者は太郎に煙草を吸わなくさせる。
b. *太郎は花子を歌を歌わなくする。
b'. ??太郎は花子に歌を歌わなくさせる。
c. *母親は娘を料理を作らなくする。
c'. ??母親は娘に料理を作らなくさせる。
d. *太郎は花子を部屋の戸を開けなくする。
d'. ??太郎は花子に部屋の戸を開けなくさせる。
e. *太郎は花子をゼリーを固めなくする。
e'. ??太郎は花子にゼリーを固めなくさせる。

5 ここで、容認度というのは、日本語の母語話者が文脈なしで「動詞+なくする」「動詞+なくさせる」文を聞いた際に自然であると判断するかどうかというものである。第3章でも述べたように、本論文では、容認度の程度を4段階に分けて示すことにする。「」は非文法的である、あるいは非文に近い、「??」は文法的にはり得る形ではあるが、大変不自然である、「?」は使えないわけではないが、若干不自然であると判断されることを表す。そして、何も表示がない文は自然であることを表す。また、議論するにあたって、実例や作例を用いるが、実例には出典を示しており、出典が示されていない例は作例である。

- (31) a. ??先生は生徒たちを廊下で走らなくする方法はないかと考えた。
a'. ??先生は生徒たちを廊下で走らなくさせる方法はないかと考えた。
b. ??母親は息子を学校へ行かなくする。
b'. ??母親は息子を学校へ行かなくさせる。
c. ??母親は子供を泣かなくする。
c'. ??母親は子供を泣かなくさせる。

<グループ2：話者によって違いは見られるものの、大方成立する>

- (32) a.(?)クリームを固まらなくする/固まらなくさせる方法はないか。
b.(?)セーターを縮まなくする/縮まなくさせる加工法。
c.(?)肉を腐らなくする/腐らなくさせる方法。
d.(?)この薬品は氷を溶けなくする/溶けなくさせる。
e.(?)風邪を治らなくしている/治らなくさせている原因は何か。
f.(?)コーヒーを冷めなくする/冷めなくさせる電気プレート。
g.(?)部屋の戸を開かなくする/開かなくさせる方法。
h.(?)成績を落ちなくする/落ちなくさせる指導法。
i.(?)車を濡れなくする/濡れなくさせる防水カバー。

<グループ3：自然に成立する>

- (33) a. 「ちょっと待ってね」まきは受話器を掌で抑えて聞こえなくしてから…
「さきに愛ありて」

- (34) a. しかし霧は絶えず流れているので、或る時は一層濃いのが来てその人影を
ほとんど見えなくさせる… «風立ちぬ・美しい村»
b. 芸能界だけではない。学校、職場、地域でも、在日は差別を恐れて自分の
出身を自ら明らかにせず、周りも差別になることを恐れて、それに触れな
い。今の日本の状態のままでは、「帰化」はますます在日を見えなくさせ
る。 «朝日新聞 2000.10.13»

- c. 「消す」というのはデータを上書きして、下の字見えなくする行為と言
い換えてもいいでしょう。 【朝日新聞 2002.6.22】
- (35) a. 大きな眼鏡がその鼻を目立たなくさせていた。 【由熙】
- b. 大橋巨泉の言ったことはある意味で、個のスター性を目立たなくさせるよ
うな、層の厚い「構造」がほしい、ということなのだ。 【朝日新聞 2002.2.8】
- c. 紫外線を防ぎつつ、くすみや色むらを目立たなくするという白粉「デー
ケアフェースパウダー」も同時発売。 【朝日新聞 2001.10.17】
- d. 1日2回の使用で、クマやハレの改善としわを目立たなくさせるソフトフ
ォーカス効果が期待できるという。 【朝日新聞 2000.2.4】
- (36) a. 特殊法人改革で、水と油の考え方を持つ二つの勢力が玉虫色の決着をし、物
事の本質をわからなくさせて、国民をけむに巻いてしまう大人の自民党よ
りは、まだいいかなと思ってしまう。 【朝日新聞 2001.12.7】
- b. 小さな封筒には仮の宛名を書いた一看守が押収した場合、誰が誰にあてた
のか、わからなくするためだった。 【収容所群島】
- c. 交信かく乱法は、害虫の交尾の機会をなくし、増殖を抑える方法。雌が出
す特殊なにおい(性フェロモン)を人工的に作り、これを広範囲にばらま
くことで、雄に雌の居場所をわからなくさせるというものだ。
- 【朝日新聞 2000.11.22】
- d. 犯罪者の多くは、子どものときに親などから虐待された経験を持つ「被害
者」で、この記憶の抑圧が、他人の痛みを分からなくさせているという考
えをもとに、心理療法の話し合いを通じて、心の傷を癒す手助けをしてい
る。 【朝日新聞 2000.4.8】
- (37) a. 芸術は人を落ち着かなくさせ、不満を感じさせる。 【セクサス】
- b. そのだだっ広さが、それ違う2人の感情の距離を倍加させ、観客を落ち着
かなくさせる。 【朝日新聞 2002.4.19】
- (38) a. 部屋の中を匂わなくする/匂わなくせる方法はないか。

以上の例から分かるように、グループ1からグループ3にいくにしたがって、否定文「動
詞+ない」の他動化と使役化が成立しやすくなっている。このようなグループ間の違いは、

どこから生じるのだろうか。このグループ間の違いこそが、「動詞+ない」の他動化と使役化の成立にかかる意味的条件になることが予想される。そこで、各グループにおける「動詞+ない」にどのような動詞が用いられているかを検討してみることにする。グループ1では、(30)の「吸う」「歌う」など、行為を表す他動詞や、(31)の「走る」「行く」など、行為を表す自動詞が用いられている。グループ2の(32)では、「固まる」「縮む」「腐る」など、状態変化を表す自動詞が用いられており、これらの動詞は有対自動詞あるいは非対格動詞と呼ばれるものである。グループ3の(33)～(38)では、「聞こえる」「見える」「目立つ」「分かる」など、状態性の強い動詞が用いられている。そこで、これら3つのグループに用いられている動詞の意味的特徴は何かについて考えてみる。まず、意志性という性質について検討してみる。

本論文でいう意志性とは、久野(1973)で動詞の意味的特徴の一つとしてあげられている[自制的](self-controllable)という概念や、仁田(1988)の「自己制御性」という概念と同様である。久野(1973)では「自分の意志で制御できる」のは[+自制的]であるとし、「話す、読む、来る、死ぬ」などの動詞をあげている。仁田(1988)では「「自己制御性」とは、動きの発生・過程・達成を動きの主体が自分の意志でもって制御できるといった性質である。自己制御性を持った動詞がいわゆる意志動詞であり、自己制御性を持たない動詞がいわゆる無意志動詞である」と述べている。

意志性という意味的特徴でグループ1からグループ3における動詞を見てみると、グループ1は[+意志性]の動詞であり、グループ2とグループ3は[−意志性]の動詞である。ここまで見ると、動詞が持つ意志性の有無は、「動詞+ない」の他動化・使役化が成立するグループと成立しないグループを大まかに分ける基準になっていることが分かる。つまり、グループ1は[+意志性]の動詞であるため、他動化・使役化が成立せず、グループ2とグループ3は[−意志性]の動詞であるため、他動化・使役化が大方において成立するということである。

しかし、同じく[−意志性]の動詞が用いられているグループ2とグループ3でも容認度に差が生じていることや、次の(39)、(40)に見るように[−意志性]の動詞でも他動化も使役化も成立しない場合があることから、動詞が持つ意志性という意味的特徴だけでは、「動詞+なくする」「動詞+なくさせる」形の成立を十分に説明することは難しいといえる。

- (39) a. ??彼を失職しなくする。
 b. ??彼を失職しなくさせる。
- (40) a. ??先生を怒らなくする。
 b. ??先生を怒らなくさせる。

それでは、他にどのような要因が働いているのだろうか。ここで、再びグループ1からグループ3の「動詞+ない」の動詞を状態性という意味的特徴を持つか否かという観点から検討してみることにする。状態性という意味的特徴は久野(1973)の定義に従う。

- (41) 現在形で現在時の状態を指す場合は[+状態的]とし、
 現在形で未来時の動作を指すか、現在時の習慣的動作、或いは普遍的動作を
 指す場合は[−状態的]とする。久野(1973)

グループ1～グループ3における「動詞+ない」の動詞の性質を状態性という意味的特徴を加えて捉え直してみると、次の<表1>のようになる。

グループ1	[+意志性] [−状態性]	吸う 歌う 作る 開ける 固める 走る 行く 泣く
グループ2	[−意志性] [−状態性]	固まる 縮まる 腐る 溶ける 治る 冷める 開く 落ちる 濡れる
グループ3	[−意志性] [+状態性]	聞こえる 見える 目立つ 分かる 落ち着く 匂う

<表1>

<表1>を見ると、「動詞+ない」の他動化と使役化がほとんど成立しないグループ1の動詞の意味的特徴は[+意志性][−状態性]であり、話者によって違いは見られるものの方において成立するグループ2の動詞の意味的特徴は[−意志性][−状態性]であることが分かる。そして、最も自然に成立するグループ3の動詞の意味的特徴は[−意志性][+状態性]であることが分かる。このようなく表1>の結果に基づくと、動詞の[土意志性][土状態性]という意味的特徴はグループ間の容認度の違いに深くかかわっているようである。

それでは、動詞の[土意志性][土状態性]という意味的特徴とグループ間の容認度の違いとはどのように関係しているのだろうか。すなわち、<表1>が示している[土意志性]と[土状態性]という動詞の意味的特徴が「動詞+ない」の他動化と使役化の成立にどうかかわっているのかということである。<表1>から分かるように、「動詞+ない」の動詞が[+意志性]のグループ1と[+状態性]のグループ3は容認度において両極に位置している。そして、動詞が[+状態性]の場合に他動化・使役化が最も自然に成立していることから、次のような仮説を立ててみる。

- (42) 「動詞+ない」の状態性が強ければ強いほど否定文「動詞+ない」の他動化と使役化が成立しやすくなる。

(42)の仮説は「動詞+ない」の形態的な側面とも矛盾しない。4.2.1.3 節では、「動詞+ない」の他動化と使役化は、「ない」が形態的に形容詞に属することから、第3章で考察した状態述語文の他動化と使役化の派生と平行していることを述べた。つまり、「動詞+ない」は他動化・使役化すると「動詞+なくする」「動詞+なくさせる」形になり、形態的に「形容詞+くする」「形容詞+くさせる」と同じ構文になる。したがって、両者は意味的にも同じ特徴を持つはずである。「～くする」「～くさせる」構文は、第3章でも述べたように、「X(主語・使役主)」が「を」格名詞句(目的語・被使役者)に働きかけて、「を」格名詞句の属性・性質や状態を変化させるという状態変化の意味を表す。「動詞+なくする」「動詞+なくさせる」構文も、「X(主語・使役主)」が「を」格名詞句(目的語)や「に」格名詞句(被使役者)に働きかけて、「を」格名詞句や「に」格名詞句の属性・性質や状態を変化させるという意味を表すはずである。このような意味的特徴を表す構文が成り立つためには、「形容詞+くする」「形容詞+くさせる」の基が形容詞であるように、当然「動詞+なくする」「動詞+なくさせる」の基である「動詞+ない」も、形容詞に近い性質を持たなければならない。ここで重要な形容詞の性質というのは、状態性を持つことであり、したがって「動詞+ない」が状態性を持つことが期待されるのである。以上をまとめると次のようである。

形容詞(状態)	+ する	⇒ 形容詞+くする	】 状態変化
	させる	⇒ 形容詞+くさせる	
動詞+ない(状態)	+ する	⇒ 動詞+なくする	】 状態変化
	させる	⇒ 動詞+なくさせる	

<図2>

ここで、各グループにおける「動詞+ない」の状態性を考えてみる。動詞に「ない」が後続すると状態性が加わるが、「動詞+ない」全体の状態性は「動詞+ない」における動詞の性質によって異なると考えられる。グループ1は「動詞+ない」の動詞が「歌う」「走る」など[+意志性][-状態性]の動詞である。動詞が[+意志性]であるということは動作を表すと考えられる。そして、動作には状態性は存在しないはずであり、したがって、これらの動詞は状態ではなく非状態(出来事)を表す。そして、「動詞+ない」の場合も非状態(出来事)を表しており、「動詞+ない」の状態性は弱いと判断される。*

グループ2は、「動詞+ない」の動詞が「固まる」「縮む」など[-意志性][-状態性]の動詞である。これらの動詞は[-意志性]ではあるが、[-状態性]でもあり、どちらかと言えば、状態ではなく非状態(出来事)を表す。したがって、「動詞+ない」も非状態(出来事)を表しており、状態性は弱いと判断される。しかし、グループ2の動詞は[-意志性]の意味的特徴を持ち、これは主語の状態を表すこともできる。この点に関しては森山(1988)の次のような指摘から説明できる。

意志的に動きを支配する場合、動作主の存在が必然的に表面に出てくるのに対し
て、無意志的な動きの場合、動作主の存在が表面化せず、むしろいわゆる arbitrary
なものに解釈され、そこから「誰にとっても」という意味になり、さらにそこから、
モノ(対象)の性質を述べるような構文になる。これは意志支配がないことによって、
主語(動作主)の関与が薄れ、対象の性質が取り上げられるということであり、無意

*6 例えば、「行かない」は「明日彼は学校へ行かない」のように未来の出来事を表すことができる。勿論、「彼はいつも行かない人だ」のように状態も表す場合もある。

志支配の性質叙述化と呼ぶことができる。

森山(1988)p.206

森山(1988)の記述に基づけば、グループ2の動詞は[−意志性]の性質を持つため、無意志支配の性質叙述化が起り、「動詞+ない」においても主語名詞句の属性や性質を表すことが可能になると考えられる。そして、主語名詞句の属性や性質を表すということは状態性を持つことでもある。したがって、グループ1の「動詞[+意志性]+ない」より、グループ2の「動詞+ない」の方が強い状態性を持つと判断される。同じ[−意志性][−状態性]の意味的特徴を持つ(39)、(40)の「??彼を失職しなくする/させる」や「??先生を怒らなくする/させる」が成立しないのは、「失職する」「怒る」などの動詞が無意志支配の性質叙述化を起こさないからである。つまり、「動詞+ない」が主語名詞句の状態を表すわけではなく出来事を表すため、状態性は生まれないと考えられる。ただし、「失職しない」「怒らない」がある特殊な文脈において「彼」や「先生」の属性を表す語句として用いられた場合は「彼を失職しなくする/失職しなくさせる」や「先生を起こらなくする/怒らなくさせる」の容認度も上がるだろう。

グループ3は、動詞が[−意志性][+状態性]の「見える」「聞こえる」などであり、これらは主語名詞句の状態を表している。したがって、「動詞+ない」の状態性は3つのグループの中で一番強いと判断される。ここまでをまとめると、「動詞+ない」の状態性の程度は次の(43)のようになる。

(43) 「動詞+ない」の状態性： グループ1 < グループ2 < グループ3

(44) 「動詞+なくする」「動詞+なくさせる」の容認度：

グループ1 < グループ2 < グループ3

仮説通り、(43)の順序は、先にあげた「動詞+なくする」「動詞+なくさせる」の成立可否における容認度(44)の順序と一致することが分かる。つまり、「動詞+ない」の状態性が一番弱いグループ1は他動化・使役化がほとんど成立せず、「動詞+ない」の状態性が一番強いグループ3は他動化・使役化が自然に成立している。グループ1とグループ3の中間に存在するグループ2は、話者によってゆれは見られるもの大方成立する傾向を示している。

以上から、「動詞+ない」の他動化と使役化が成立するための意味的条件は、「動詞+

ない」が状態性を持つことであると考えられる。では、「動詞+ない」が状態性を持つということは、どういうことなのか。それは、「動詞+ない」が主語名詞句の属性や性質を表すということである。そして、これは「動詞+ない」が形容詞の性質に近い性質を持つようになることを意味する。グループ1の中でも、「煙草を吸わなくさせる」は、話者によつては、容認する場合もあり、グループ1の他の例より比較的容認度の高い例であると判断されるが、それは「煙草を吸わない」が習慣を表す解釈になりやすく、習慣というのは属性と見なされるため、状態性が生まれるからである。

以上から、本論文では、否定文「動詞+ない」の他動化と使役化の成立に必要な条件として、次のような意味的条件を提示する。

- (45) 意味的条件：「動詞+ない」の状態性が強ければ強いほど「動詞+ない」の他動化・使役化が成立しやすい。
「動詞+ない」の状態性の程度には動詞の[土意志性][土状態性]という意味的特徴が関係する。

(45)の意味的条件から、「動詞+なくする」「動詞+なくさせる」は状態を引き起こす形式であることが分かる。これは4.2.4節の「[否定(ない)+使役(させ)]」と「[使役(させ)+否定(ない)]」での議論とも関連する。

また、(45)の意味的条件が妥当であることは、「動詞+ない」が形容詞化したと考えられる次の例において、他動化や使役化が自然に成立していることからも明らかである。

- (46) a. 「やってみたい」という純粋な心で参加する人が多いでしょうが、これはもう刃の剣。思いつき、遊びともいえ、悪く言えば気の向くままで。そこをうまくのめり込ませて、芝居を好きでたまらなくさせるのは、私たちの責任ですけれど。 『朝日新聞 1998.12.20』
- (47) a. 劇中、観客をなんともやるせなくさせるのが、前半の最後に、ボーギーとペスが歌う、この愛のデュエットだ。 『朝日新聞 1996.2.5』
- (48) a. 明日香村に近い土地で、好きな古代史の勉強をして充実した老後に、と引っ越してきた。そんな余生を、現職市議の覚せい剤容疑事件がいたたまらなくさせたという。 『朝日新聞 1994.6.10』

(49) a. ポルトガル農民を最もやり切れなくさせているのは、食糧自給率の問題だ。

「朝日新聞 1992.2.4」

(46)～(49)の「たまらない」「やるせない」「いたたまらない」「やり切れない」などの「動詞+ない」は、「動詞」と「ない」の結合が固定されており、「動詞+ない」全体が一つの形容詞のような働きをしている。そして、これらは他動化と使役化を自然に成立させている。また、次のような一連の連語における「動詞+ない」も他動化と使役化が自然に成立している。

(50) a. 決して弾圧はしないが、人を妨害し圧迫し無気力にし、意欲を失わせ、感覚をマヒさせる。そしてついにはどの国民も、小心で働き好きな動物の群にすぎなくさせられ、政府がその牧人となるのだ。　【朝日新聞 1995.11.28】

(51) a. 韓国の半導体産業が、低価格の DRAM(記憶保持動作が必要な隨時読み出し書き込みメモリー)を中心に急成長していることから、日本側は「特許料を徴収できる事業規模になった」と判断。特許料の支払いにより、韓国メーカーが製品価格を上げざるを得なくさせる狙いで、契約に踏み切った。

「朝日新聞 1992.4.24」

b. 同氏は「今この時期に、告白せざるを得なくさせられたのは残念だ」と述べ、定義もはつきしない「公人」として扱われているために、プライバシーを暴かれる苦痛を訴えた。　【朝日新聞 1992.4.11】

以上の「～にすぎない」「～ざるを得ない」は、「～にすぎる」「～ざるを得る」の否定形ではなく、それ自身一つの形式として用いられるものである。したがって、「～にすぎない」「～ざるを得ない」における「すぎない」「得ない」も、一つの形容詞のような働きをしており、「動詞+ない」の結合が固い。

このように、形容詞化した「動詞+ない」や、連語の中で形容詞のように働く「動詞+ない」の他動化や使役化が自然に成立するのは、「動詞+ない」が形容詞に近い性質、すなわち状態性を持っているからであると考えられる。そして、このような例は「動詞+ない」の他動化と使役化の成立条件として、本論文で提示している意味的条件が妥当であることを裏付けるものである。

4.2.2.1.1 「を」格名詞句の有生・無生

それでは、ここで意味的条件に影響すると考えられる「を」格名詞句の有生・無生という要因について考えてみる。「動詞+ない」が状態性を表すためには、先にも述べたように動詞の[土意志性]という意味的特徴がかかわっていた。動詞の「土意志性」という意味的特徴は、主語名詞句にどのようなものがくるかによって影響を受ける。つまり、主語が有生物の場合は、有生物には「意志」があり、当然動詞にも「意志性」が生まれる。一方、主語が無生物の場合は、無生物に「意志」はないわけで、動詞にも意志性は存在しない。次の例は、動詞の意志性の有無と「を」格名詞句の有生・無生との関連性をよく示している。

(52) a. ??太郎を働くなくする/働くなくさせる

b. ??太郎を動かなくする/動かなくさせる

c. ??太郎を進まなくする/進まなくさせる

(53) a. 容体を悪化させる物質を血液からこし取る持続的血液濾過透析という方法や、細い管を使って酵素を働くなくさせる薬をい臓に注入する新しい治療法も出てきた。 『朝日新聞 2000.11.12』

b. ネオスチグミン・クロマイドは神経伝達物質のコリンエステラーゼ剤の一種で、神経をまひさせ、筋肉を動かなくさせる作用を持つ。

『朝日新聞 1996.12.6』

c. セラピーには、心をいやし、社会のストレスを和らげるほか、痴ほうを進まなくさせる効用などもあるという。 『朝日新聞 2002.1.24』

(52)、(53)では、「を」格名詞句が有生物であるか無生物であるかによって、動詞が[+意志性]になったり、[-意志性]になったりしている。(52)では、「を」格名詞句が有生物であるため、動詞「働く」「動く」「進む」は[+意志性]を持つ動詞になる。そして、「動詞+ない」が、「を」格名詞句の属性・性質を表すというより、出来事を表すことになるため、他動化も使役化も成立しにくい。一方、(53)では、「を」格名詞句が無生物であるため、動詞が[-意志性]になり、「動詞+ない」は「を」格名詞句の属性・性質を表すこと

とになる。したがって、「動詞+ない」には状態性が生まれ、他動化や使役化が成立している。

ただし、ここで注意しなければならないのは、「を」格名詞句の有生・無生が、「動詞+ない」の他動化と使役化の成立において、最も重要な条件ではないということである。つまり、「を」格名詞句が無生物であることによって、動詞が[一意志性]になり、「動詞+ない」も「を」格名詞句の属性・性質を表すことになる。そして、それが「動詞+ない」の他動化や使役化につながるという因果関係は認められる。しかし、「を」格名詞句が有生物の場合でも、例(37)「人/観客を落ち着かなくさせる」や、4.2.2.3 節で考察する「可能動詞+ない」の場合は、他動化や使役化が成立するので、「を」格名詞句が無生物であることが、「動詞+ない」の他動化と使役化の成立における最も重要な条件ではないといえるのである。すなわち、「を」格名詞句が有生物でも意味的条件さえ整えば、他動化・使役化が成立するということである。このような事実は第3章で考察した述語が形容詞、形容動詞、「名詞+だ」で構成される状態述語文の他動化と使役化において、「を」格名詞句が有生物の場合でも「～くする」「～くさせる」構文が成立していることからも明らかである。

他に「を」格名詞句の有生・無生が、「動詞+ない」の他動化・使役化の成立とかかわりを持つ点はないだろうか。「動詞+なくする」「動詞+なくさせる」構文の意味との関連で次のようなことが考えられる。「動詞+なくする」「動詞+なくさせる」構文は、働きかけの対象である「Y」に働きかけて、「Y」の性質や状態を変化させるという意味を表すため、「Y」が使役主である「X」の意志でコントロールできる無生物であれば他動化や使役化が成立しやすくなるという事情が絡んでいる。言い換えれば、「Y」が有生物の場合は、状態変化が「Y」の意志を通して実現されるため、無生物の場合より他動化や使役化が成立しにくく予想されるということである。しかし、このような点も「Y」が有生物でも他動化・使役化が成立する場合があるので、「Y」の有生・無生は「動詞+なくする」「動詞+なくさせる」の成立条件にはなれない。

以上、否定文「動詞+ない」の他動化と使役化の成立には、「動詞+ない」が主語名詞句の属性・性質を叙述すること、すなわち形容詞のように状態性を持たなければならないという意味的条件が必要であることを明らかにした。つまり、「動詞+ない」の状態性が強ければ強いほど、他動化・使役化が成立しやすくなるということである。「動詞+ない」の状態性の程度と他動化・使役化の成立可否の相関関係を次の＜表2＞に示した。＜表2

>からも分かるように、グループ1からグループ3にいくにつれて「動詞+ない」の状態性は強くなり、それに伴って「動詞+なくする」「動詞+なくさせる」の容認度も上がる。そして、第3章で取り上げた述語が形容詞、形容動詞、「名詞+だ」で構成される状態述語文の場合は他動化・使役化が生産的に行われる。

「動詞+ない」の状態性 ⇔ 「なくする／なくさせる」の容認度			
弱	低	高	強
グループ1			グループ1
↓	↓		グループ2
グループ2			グループ3
強	高		強
状態述語文	状態	生産的	状態述語文

<表2>

4.2.2.2 統語的条件

4.2.2.1節では、否定文「動詞+ない」の他動化と使役化が成立するための意味的条件について述べた。本節では、意味的条件を満たしているにもかかわらず、他動化や使役化が成立しない場合を通して、「動詞+ない」の他動化と使役化には、意味的条件とさらにもう一つの条件、すなわち統語的条件が必要であることを論じる。例えば、次の(54)では、「動詞+ない」の「象徴しない」は、「鳩」の属性・性質を叙述しており、「動詞+ない」は状態性を持つと考えられるが、「象徴しなくする」「象徴しなくさせる」が成立しない。

- (54) a. 鳩が平和を象徴しない。
- b. *そのことが鳩を平和を象徴しなくする。
- c. ??そのことが鳩に平和を象徴しなくさせる。

(54)のような例はどのように説明できるのだろうか。これは、動詞が二項述語であることが関係していると考えられる。具体的にいえば、(54a)では、「象徴する」が2項(「鳩」、「平和」)をとる動詞であるため、主語の「鳩」と目的語の「平和」が他動化した文において両方「を」格で表されることになる。そして、これは二重ヲ格制約(厳密にいえば、二重目的語制約)に抵触することになり、他動化は成立しない。(54b)の使役化が成立しな

いのは、「に」格と被使役者の問題が絡んでいる。井上(1976)で指摘されているように、一般に「に」格の被使役者は動作主の意味役割を持たなければならないという制約がある。

- (55) a. 美しい野草が駅を飾っていた。
b. *彼らは美しい野草に駅を飾らせていた。 (井上 1976)

(55a)の「美しい野草」は動作主の意味役割を持たないため、(55b)の使役文において「に」格の被使役者になれない。この制約からすると、(54a)の「象徴する」は[一意志性]の動詞であり、その主語である「鳩」は動作主の意味役割を持たないので、それを使役文において「に」格の被使役者にたてることはできないのである。したがって、使役化も成立しない。次のような例においても、他動化・使役化が成立しないのは、動詞が二項述語であるため、統語的条件を満していないからであると考えられる。*

- (56) a. *太郎は花子をお金を要らなくする。
b. ??太郎は花子にお金を要らなくさせる。
(57) a. *太郎は花子を自分の存在を忘れなくする。
b. ??太郎は花子に自分の存在を忘れなくさせる。
(58) a. *太郎は花子をそのことを喜ばなくする。
b. ??太郎は花子にそのことを喜ばなくさせる。

統語的条件は、二項述語の形容動詞による状態述語文においても適用される。次の(59)、(60)は、二項をとる形容動詞「好きだ」「上手だ」であるが、他動化は二重ヲ格制約に抵触し成立せず、使役化は「に」格で被使役者を表すことができないため成立しないことが分かる。

*7 ただし、次の例のように、意味的条件を満たしており、二重ヲ格も起こらなく、「を」格で被使役者を表しているにもかかわらず、他動化と使役化が成立しない場合がある。このような例に関しては、さらなる考察が必要である。

- (44) a. ??太郎が花子をお金に困らなくする。
b. ?太郎が花子にお金に困らなくさせる。

- (59) a. 太郎は勉強が好きだ。
b. *先生は太郎を勉強を好きにする。
c. ??先生は太郎に勉強を好きにさせる。

- (60) a. 花子は料理が上手だ。
b. *母親は花子を料理を上手にする。
c. ??母親は花子に料理を上手にさせる。

4.2.2.3 「可能動詞+ない」の他動化と使役化

「可能動詞+ない」の他動化と使役化は、本論文で提案している意味的条件と統語的条件がよく反映されている過程である。そこで、本節では「可能動詞+ない」の他動化と使役化を通じて、意味的条件と統語的条件の妥当性を検証してみることにする。

寺村(1982)では、可能表現を能動的可能表現と受動的可能表現に分けている。

○能動的可能表現< X ニ/ガ Y ガ V-可能形 >

X: Vによって表される動作・作用をする能力をもつもの、
または、現在そのことをすることが可能な状態にあるもの。

Y: Vの表す動作・作用の客体

構文全体の意味: Xにとって(Yに対して)Vすることが可能である。

またはXがVする能力をもっている。

例) 太郎に本が読める。

○受動的可能表現< X ガ V可能形(「X ガ」は主題化されて「X ハ」になる)>

X: Vの表す動作を受けるもの

構文全体の意味: XがVされることが一般に可能である。

例) この革は食べられない。

例) この水は飲めますか。

寺村(1982)pp.258 ~ 259

以下、寺村(1982)の可能表現の分類が、「動詞+ない」の他動化・使役化の意味的条件と統語的条件を検証することと、どのように関連しているのか、具体的に見ていく。

<能動的可能表現>

- (61) a. 太郎が走れない。(自動詞)
b. 太郎が走れなくなる。 → b'. あの事故が太郎を走れなくさせる。
c. あの事故が太郎を走れなくする。
→ c'. *彼があの事故に太郎を走れなくさせる。
- (62) a. 太郎が煙草を吸えない。(他動詞)
b. 太郎が煙草を吸えなくなる。 → b'. ??医者が太郎に煙草を吸えなくさせる。
c. *医者が太郎を煙草を吸えなくする。
→ c'. *私が医者に太郎を煙草を吸えなくさせる。

4.2.2.1 節の「意味的条件」では、動詞が[+意志性][−状態性]のものは、「動詞+ない」の状態性が弱いため、他動化や使役化が成立しないことを述べた。例えば、「走らない」は、動詞「走る」が[+意志性][−状態性]であるため、「走らない」の状態性は弱く、「走らなくする」「走らなくさせる」は成立しないということであった。ところが、(61)を見ると、「走らない」を可能動詞にした「走れない」は、他動化(61c)の「走れなくする」や使役化(61b')の「走れなくさせる」が成立している。つまり、(61c)や(61b')は「あの事故」が原因で「太郎」が走れなくなつたという状況を表している。このように他動化・使役化が成立しているのは、[+意志性]の動詞が可能動詞になることによって、意志性を失い、状態性が生まれたためである。つまり、「走れない」は[−意志性][+状態性]で「太郎」の属性・性質を表し、意味的条件を満たすことになる。一方、(62)の例を見ると、「吸わない」が「吸えない」になることによって、意志性を失い、状態性が生まれ「吸えない」は「太郎」の属性・性質を叙述することになる。つまり、意味的条件を満たすことになるが、(62c)の「吸えなくする」や(62b')の「吸えなくさせる」は「太郎」の状態変化を表す文として成立しない。これは、「吸える」が二項述語であるため、統語的条件を満たしていないからであると考えられる。つまり、(62c)は二重ヲ格制約が働き成立せず、(62b')は「に」格で被使役者を表すことができないため成立しないのである。

それでは、他動詞、すなわち二項述語からなる「可能動詞+ない」は、他動化や使役化が全く成立しないのだろうか。次のように、受動的可能表現にしてみると、成立可能になることから、統語的条件の妥当性が確かめられる。寺村(1982)では、受動的可能表現は、「誰かが何かをすることが可能だ」という表現において、その「誰か」が問題にならない、

すなわち一般、不特定の人の場合であるとしている。

<受動的可能表現>

- (63) a. この水は飲めない。
b. この水が飲めなくなる。 → b'. ?太郎がこの水を飲めなくさせる。
c. 太郎がこの水を飲めなくする。 → c'. ?彼が太郎にこの水を飲めなくさせる。

(63a)は、不特定の人にとって「この水」が飲める状態であるという「この水」の属性・性質を表す受動的可能表現である。そして、(63c)や(63b')は「太郎」が「この水」に何らかの働きかけをして、「この水」が飲めない状態になるという「この水」の状態変化を表す文として成立している。受動的可能表現は、「Xニ Yが V-e/rare-ru」において、「Xニ」が存在しない表現であるため、項の数が一項減ることになる。つまり、一項述語化されるといえるのである。したがって、能動的可能表現においては他動化や使役化が成立しなかった他動詞による可能表現も、(63)のように受動的可能表現になると、「飲めなくする」「飲めなくさせる」のように成立するわけである。

以下、実例をあげるが、実例においても能動的可能表現では意味的条件・統語的条件を両方満たす自動詞による「動詞+ない」の例が見られる。

<自動詞による能動的可能表現>

- (64) そうすることによって庄司春子を、のっぴきならない立場にひきずり込み、逃げられなくしてしまおうという計算があったようだった。 『人間の壁』
- (65) これは投げ弾丸といって、南アメリカのインディアンたちが使う獵の道具だ。これを投げて、動物を動けなくしておいて、まんまと生けどりにしてしまうのさ。 『十五少年漂流記』
- (66) 銃弾の代わりに瞬間接着剤のようなものを相手の兵士にかけ、動けなくさせてしまう。あるいは、飛行場にゴムを腐らせる薬剤をまき、飛行機のタイヤをだめにして発着できなくさせてしまう。要は殺さずに戦闘能力を奪おうという発想です。 『朝日新聞 1999.8.17』
- (67) 昨年の都内での刑法犯認知件数が約 29 万 2 千件と過去最高を記録したことから、ピッキングに強い錠やデジタル信号で盗難車を走れなくする装置(イモビ

- ライザー)など、身近な防犯対策を紹介する。 **【朝日新聞 2002.4.24】**
- (68) 多くの有権者は、連座制が適用された候補はほかの選挙に立つことができないと思っているはずだ。政治家として一つの逃げ道だ。当該選挙区の立候補だけでなく、公民権を停止してすべての選挙に一定期間出られなくすることも必要だ。 **【朝日新聞 2002.3.31】**
- (69) 他殺だなどと、遺族がくだらない妄想をするのは、かえって玖島太郎の靈を迷わせ、成仏できなくさせる。 **【女の警察】**
- (70) 死体遺棄の疑いで逮捕された理容店経営横山茂容疑者(48)が県警の調べに対し、同市川田の会社社長小木曾典男さん(当時 39)に睡眠薬を飲ませ、抵抗できなくさせたうえで絞殺したと供述していることが分かった。
- 『朝日新聞 2002.3.30』
- (71) 護岸工事、漁港整備、埋め立て。「開発が生物たちを生きられなくさせている」 **【朝日新聞 2001.11.1】**
- (72) かつて小学生がハクチョウにえさをやっていた中海の白鳥海岸(島根県東出雲町)は、今、ハクチョウが一羽も姿を見せないという。中海干拓事業の進行と関係があるとされている。ハクチョウもすめなくさせては、「白鳥の湖」ならぬ「薄情の湖」となってしまう。 **【朝日新聞 2000.5.8】**
- (73) 離れていきそうな信徒にあえて違法行為をさせて逃げられなくさせる。それがオウム真理教「教祖」松本智津夫(麻原彰晃)被告のやり方である。
- 『朝日新聞 2000.4.21』
- (74) 後半 29 分、ゴール前の FK。激しい位置取り争いのなかで、怒ったブランが顔面に手を出して退場。大げさなビリッヂの転倒が、フランス DF のまとめ役を決勝に出場できなくさせてしまった。 **【朝日新聞 1998.7.13】**
- (75) 自分に疑問を持つ信徒にはあえて犯行を押しつけて、身動きできなくさせる、という「教祖」松本智津夫(麻原彰晃)被告の「信徒操縦術」に、杉本被告はこうしてすっかりはめられていったのだろうか。 **【朝日新聞 1998.4.29】**
- (76) また、最大野党、国民民主連盟への締め付けは相変わらずで、集会の目的、人数などに制限を加え、参加予定者をわざと車で遠隔地に運んで参加できなくさせるなどの嫌がらせもしている。 **【朝日新聞 1998.4.16】**
- (77) 九十年にわたるらい予防法は、病む人の人権を侵害して二度と再び社会に戻れ

なくさせた。その責任は国にも個人にもある。 『朝日新聞 1996.7.22』

- (78) 調べでは、二人は二十四日午後四時半ごろ、市川市市川南一丁目のゲームセンターで、痴漢撃退用スプレーを噴射し、店内を刺激臭で騒然とさせて営業できなくさせた疑い。 『朝日新聞 1995.4.26』

- (79) 悪質な芸能プローカーらの間では、外国人女性らのパスポートを取り上げ、自由に帰国できなくさせることが横行しているといわれている。

『朝日新聞 1991.2.12』

<受動的可能表現>

- (80) 調べでは、少年は9月27日から約2週間、104回にわたり木更津市内の男性会社員が作ったインターネットの対戦ゲームに不正アクセスし、データファイルを書き換えてゲームを使えなくさせた疑い。 『朝日新聞 2001.12.04』

- (81) 自販機メーカーによると、被害を防ぐ有効な方法は二つあるという。硬貨を識別する能力を上げ、変造硬貨を受け付けなくするやり方と、もう一つは五百円硬貨を使えなくするやり方だ。 『朝日新聞 2000.11.29』

以上、意味的条件と統語的条件の妥当性を「可能動詞+ない」の他動化と使役化を通して検証してみた。この二つの条件が両方満たされた時、「動詞+ない」の他動化と使役化は成立する。

4.2.2.4 被使役者の背景化

前節の4.2.2.3では、他動詞による能動的可能表現は、統語的条件を満たしていないため、他動化も使役化も成立しないと述べた。ところが、他動詞による可能表現において、被使役者(他動詞文においては「を」格名詞句)が文脈上想定されるが、文には現れない場合、他動化と使役化が成立する傾向が観察される。本論文では被使役者が文脈上想定されるが、文には現れない場合を「被使役者の背景化」と呼ぶことにする。

- (82) a. 高校卒業後、(彼を)勉強を続けられなくしたのは経済的な問題だった。
b. 高校卒業後、(彼に)勉強を続けられなくさせたのは経済的な問題だった。
- (83) a. 先生は(学生を)無断で実験機器を使えなくした。
b. 先生は(学生に)無断で実験機器を使えなくさせた。

(82)、(83)は、被使役者「彼を」「彼に」「学生を」「学生に」が、括弧で示されているように、文には現れておらず、文脈上想定される場合である。そして、このように「被使役者の背景化」が起こると、他動化と使役化が成立する。このような現象が生じるのは、被使役者を背景化することによって、二重ヲ格制約(厳密にいえば二重目的語制約)の抵触や「に」格の被使役者に関する意味役割の制約の違反を避けることが可能になるからであると考えられる。以下あげる実例も、他動詞(二項述語)による能動的可能表現であるが、被使役者の背景化が起り、他動化や使役化が成立している。これらの例が、受動的可能表現でないことは、被使役者が不特定多数の人ではなく、特定の人であることや「を」格名詞句(被使役者ではない)の状態変化を表しているわけではないことから、確認することができる。例えば、(85)や(86)において「食べられなくする」「吸えなくする」の対象は「ごみ」や「たばこ」ではなく、「野鳥」「教職員」である((86)では被使役者が背景化される代わりに「教職員は」で表されている)。

- (84) 走行中にドアを開けてしまう事故を防ぐためには、小さな子どもはチャイルドシートに座らせる。最近の車の多くに装備されている、内側からドアが開けられなくなるチャイルドロックを使用する。 【朝日新聞 2001.4.22】
- (85) PT の対策のもう一つの大きな柱は、栄養源となるごみを食べられなくすることだ。これには野鳥の会東京支部も賛成している。 【朝日新聞 2001.10.16】
- (86) 小学生にも禁煙教育をしなければならない時代である。しかし、そのことと、和歌山県教委が出した、学校内で教職員はたばこを吸えなくするということとは次元が違う。 【朝日新聞 2002.1.22】
- (87) 速度違反自動取り締まり装置(オーピス)の摘発を逃れるため、赤外線を吸収したり反射したりするカバーでナンバーを撮影できなくさせる車が増えているため、愛知県公安委員会は 26 日、県道路交通法施行細則を改正、こうしたカバーの使用禁止を決めた。 【朝日新聞 2001.10.27】

- (88) 「何になりたい、と聞かれても答えられる子が少ない」という意見が出る一方で、「夢は持っているが、表現できないか、表現できなくさせる何かがある」と、社会構造を検証するべきだという意見もあった。　【朝日新聞 1998.2.4】
- (89) 天下分け目の決戦は、濃い霧が晴れるとともに始まった。一六〇〇年九月十五日、関ヶ原。前夜からの霧は両軍の旗さえ区別できなくさせていた。
- 【朝日新聞 1998.1.21】
- (90) 具小屋の柱八本をエンジン式ノコギリで切断して小屋を壊したほか、Aさんが近くの畑で栽培していたカボチャを草刈り機で刈り取り、収穫できなくさせた疑い。Aさんの被害額は合わせて約十七万三千円相当。
- 【朝日新聞 1997.9.25】
- (91) 信販会社が交渉中の被害者を業界の「ブラックリスト」に登録し、ほかの会社のクレジットカードまで使えなくさせることのないよう、申し入れます。
- 【朝日新聞 1997.6.2】
- (92) 女性のダイエットブームや拒食症の背景に、女性にあるべき姿を強制し、ありのままの自分を愛せなくさせる社会の構造があることを分析した。
- 【朝日新聞 1997.1.27】
- (93) 子どもたちに豊かな人間性をはぐくむことの大切さを指導できなくさせたのはいったいだれなんでしょう？　【朝日新聞 1994.4.30】

このような被使役者の背景化は状態述語文においても同じく観察される。

- (94) a. ?生徒に算数を好きにさせる指導法。
a'. (生徒に)算数を好きにさせる指導法。
b. ?生徒に作文を上手にさせる方法
b'. (生徒に)作文を上手にさせる方法。

また、次のような例においても被使役者の背景化が関連している。

- (95) a. 休日には政府が全国民に国旗を掲揚させる。^{*}
- b. ??休日には国旗が政府によって全国民に掲揚させられる。
- c. 休日には国旗が政府によって(全国民に)掲揚させられる。
- (96) a. 戦時中には政府が学生たちに教育勅語を暗記させた。
- b. ??戦時中には教育勅語が政府によって学生たちに暗記させられた。
- c. 戦時中には教育勅語が政府によって(学生たちに)暗記させられた。

(95a)の使役文を受動化した(95b)は、被使役者「全国民に」が文に表れており、不自然になるが、(95c)のように被使役者「全国民に」が背景化されれば、文は自然に成立する。(96)も同様である。このような被使役者の背景化に関しては、今後さらなる考察を進めたい。

4.2.3 「する」と「させる」の選択原理

4.2.3.1 他動性と使役性の違い

本節では、「問題の所在」であげた問題③、すなわち、他動化と使役化が成立する場合において、他動詞文と使役文で容認度に違いが生じる現象について考察を進める。例えば、次の例のように、「動詞+なくする」「動詞+なくさせる」の成立は、意味的条件と統語的条件を満たすことによって、基本的に許される環境にあるが、いずれか一方がより自然に感じられる場合がある。この現象には、「する」と「させる」の違い、すなわち他動化が選択されるか、使役化が選択されるかという選択原理が関係している。そして、この問題は他動性と使役性の違いに帰結する問題でもある。

- (97) a. 車を濡れなくする防水カバー。 (32i)の再掲
- b. ?車を濡れなくさせる防水カバー。
- (98) a. この薬は水を溶けなくする。 (3)の再掲
- b. ?この薬は水を溶けなくさせる。
- (99) a. ?開発が生物たちを生きられなくしている。
- b. 開発が生物たちを生きられなくさせている。

*8 例(95)、(96)に関しては竹沢幸一先生からご教示いただいた。

(100) a. ?芸術は人を落ち着かなくし、不満を感じさせる。

b. 芸術は人を落ち着かなくさせ、不満を感じさせる。 (37)の再掲

ある動詞が自他対応を有する場合、他動詞文と自動詞文の使役文は同じ項構造を持ちはば同様の事態を表すが、この両者の対立については数多くの論考がなされている。例えば、Shibatani(1976)や青木(1977)では、「を」格名詞句の有生・無生や、「を」格名詞句の意志性の有無で、この対立を説明している。つまり、「を」格名詞句が「本」のように意志のない無生物の場合((101))は、他動詞文が用いられ、「を」格名詞句が「子供」のように意志を持つ有生物の場合((102))は、使役文が用いられるということである。

(101) a. 本を立てる。

b. *本を立たせる。

(102) a. *子供を立てる。

b. 子供を立たせる。

本論文の第2章では、先行研究を踏まえつつ他動性と使役性の違いを事態成立への主語のコントロールの範囲で説明した。つまり、他動詞文は主語のコントロールが働きかけの段階と変化の段階に及ぶことを表す形式であり、使役文は主語のコントロールが働きかけの段階にとどまり、変化の段階は被使役者自身が引き起こすことを表す形式である。このような主語のコントロールの範囲という観点から、(101)と(102)の対立も説明した。以下、「動詞+なくする」と「動詞+なくさせる」の対立もこのような観点から説明を試みる。例えば、(97)の「濡れなくなる」「濡れなくさせる」は、「を」格名詞句である「車」の状態変化を引き起こすということを表すが、「車」は、無生物であるため、「車」には「濡れない」という状態変化を自ら起こす能力がないと判断される。したがって、主語のコントロールは働きかけの段階と変化の段階の両段階に及ぶことが予想され、他動詞文(97a)は成立するが、使役文(97b)は成立しない。(98)も同様に説明できる。一方、(100)の「落ち着かなくなる」「落ち着かなくさせる」は、「を」格名詞句が「人」で、有生物であるため、それ自身が状態変化の能力を持っており、主語のコントロールは働きかけの段階にとどまるため、使役文の方が選択されるわけである。

4.2.3.2 「する」と「させる」の中和現象

「動詞+なくする」「動詞+なくさせる」の選択原理は基本的には他動性と使役性の違いによるものであるが、例によってはこの選択原理が守られていないかのように見えるものがある。そこで、本節では、被使役者が有生物なのに他動詞文「動詞+なくする」が選択されたり、被使役者が無生物なのに使役文「動詞+なくさせる」が選択されたりする「する」と「させる」の中和現象について考えてみる。

＜被使役者が有生物で、他動詞文も選択される例＞

次の(103)～(106)では被使役者が有生物にもかかわらず、他動詞文が用いられている。もちろん、これらの例に使役文が用いられることも可能である。このパターンは、可能表現において多く見られる。(104)～(106)は被使役者の背景化で、被使役者が文には現れていないが、文脈から「小さな子ども」「野鳥」「候補」が被使役者として想定される。(107)では「教職員は」が被使役者となる。

(103) そうすることによって庄司春子を、のっぴきならない立場にひきずり込み、
逃げられなくしてしまおうという計算があったようだった。(64)の再掲

【人間の壁】

(104) 走行中にドアを開けてしまう事故を防ぐためには、小さな子どもはチャイルドシートに座らせる。最近の車の多くに装備されている、内側からドアが開けられなくなるチャイルドロックを使用する。(84)の再掲

【朝日新聞 2001.4.22】

(105) PTの対策のもう一つの大きな柱は、栄養源となるごみを食べられなくすることだ。これには野鳥の会東京支部も賛成している。(85)の再掲

【朝日新聞 2001.10.16】

(106) 多くの有権者は、連座制が適用された候補はほかの選挙に立つことができないと思っているはずだ。政治家として一つの逃げ道だ。当該選挙区の立候補だけでなく、公民権を停止してすべての選挙に一定期間出られなくすることも必要だ。(68)の再掲

【朝日新聞 2002.3.31】

- (107) 小学生にも禁煙教育をしなければならない時代である。しかし、そのことと、和歌山県教委が出した、学校内で教職員はたばこを吸えなくするということとは次元が違う。 (86)の再掲

【朝日新聞 2002.1.22】

(103)～(107)において、被使役者が有生物にもかかわらず、他動化が選択されるのはなぜか。これらの例で、可能表現「逃げられない」「開けられない」「食べられない」「吸えない」「出られない」は「庄司春子」「小さな子ども」「野鳥」「教職員」「候補」の能力を叙述しているわけではなく、「庄司春子」「小さな子ども」「野鳥」「教職員」「候補」を取り巻く環境、すなわち条件がそのようであることを表している。⁹このような条件可能表現の他動化・使役化においては、働きかけの対象は被使役者自身というより被使役者を取り巻く環境や条件である可能性が高い。つまり、有生物の被使役者が直接働きかけの対象になるのではなく、その有生物を取り巻く環境や条件が実際の働きかけの対象になるため、それらは無生物と同等扱いになり、他動詞文が用いられることが可能になるのではないかと考えられる。

<被使役者が無生物で、使役文が選択される例>

- (108) 容体を悪化させる物質を血液からこし取る持続的血液濾過透析という方法や、細い管を使って酵素を働かなくさせる薬をすい臓に注入する新しい治療法も出てきた。 (53a)の再掲

【朝日新聞 2000.11.12】

- (109) ネオスチグミン・クロマイドは神経伝達物質のコリンエステラーゼ剤の一種で、神経をまひさせ、筋肉を動かなくさせる作用を持つ。 (53b)の再掲

【朝日新聞 1996.12.6】

- (110) セラピーには、心をいやし、社会のストレスを和らげるほか、痴ほうを進まなくさせる効用などもあるという。 (53c)の再掲 【朝日新聞 2002.1.24】

(108)～(110)は「を」格名詞句が「酵素」「筋肉」「痴ほう」のように無生物であるにも

*9 渋谷(1986)では、可能表現の意味を条件可能と能力可能に分類している。

かかわらず、使役文が用いられている例である。もちろん、他動詞文も用いられるが、(108)～(110)では使役文が選択されている。では、どのような要因が使役文を成立させているのだろうか。(108)～(110)の「酵素」「筋肉」「痴ほう」は確かに無生物ではあるが、「酵素が働く」「筋肉が動く」「痴ほうが進まない」という状態は、使役主のコントロール下で実現されるような性質のものではない。つまり、使役主のコントロールは働きかけの段階には及ぶが、変化の段階の実現は「酵素」「筋肉」「痴ほう」の自発性に委ねられるのである。このような特性が使役文を成立させている要因になっていると考えられる。

ところが、次の(111)、(112)では、働きかけの対象に「くすみや色むら・しわ」や「テレビ番組」のように、自発性を認めることの難しい無生物がきており、しかも事態の実現が主語のコントロール下にあるにもかかわらず、他動詞文ばかりではなく、使役文も成立している。このような例は、「する」と「させる」の中和現象がかなり進んでいる例である。この問題に関しては、今後さらなる考察を進めていきたい。

(111) a. 紫外線を防ぎつつ、くすみや色むらを目立たなくするという白粉「データケアフェースパウダー」も同時発売。 【朝日新聞 2001.10.17】

b. 1日2回の使用で、クマやハレの改善としわを目立たなくさせるソフトフォーカス効果が期待できるという。 【朝日新聞 2000.2.4】

(112) a. 政府の審議会などでは、親の判断で子どもに見せたくない番組を映らなくすることができる V(バイオレンス)チップの導入など、メディアの対応を厳しく求める報告が相次いだ。 【朝日新聞 2001.2.23】

b. 米連邦通信委員会は十二日、暴力シーンなど子供にふさわしくないテレビ番組を映らなくさせる機器「V(バイオレンス)チップ」を来年末までにすべてのテレビ受像器に組み込むことをメーカーに命じる決定をした。

【朝日新聞 1998.3.14】

4.2.4 「否定(ない)」+使役(させ)」と「使役(させ)+否定(ない)」

否定と使役を結びつけるには「否定(ない)+「使役(させ)」か「使役(させ)+否定(ない)」の2つの形式を用いることができる。前者の場合は「行かなくさせる」のように動

詞の否定形に使役の「させ」がくる形であり、後者の場合は「行かせない」のように動詞を使役形にし、その上に否定の「ない」がくる形である。「否定(ない)+「使役(させ)」形式に関しては、管見の限りこれまでほとんど注目されてこなかったようである。そして、この両形式を比較分析した研究も見当たらない。そこで、本論文では、「否定(ない)+「使役(させ)」と「使役(させ)+否定(ない)」の2つの形式が、互いに異なる意味機能を持ち、相補分布をなしていることを論じる。

- (113) a. クリームを固まらせない。
b. クリームを固まらなくする/固まらなくさせる。

(113a)と(113b)は厳密には意味的に違いがあるものの、同じく使役主の働きかけの結果「クリームが固まらない」という状態が発生している状況を表している。しかし、(113a)の「固まらせない」において否定されているのは「させ」で、(113b)の「固まらなくする」「固まらなくさせる」において否定されているのは「固まる」であり、両者はことなる事態を叙述しているように見える。ところが、(113a)の「固まらせない」において「ない」が実際意味的に否定しているのは「させ」ではなく、「固まる」である。つまり、使役行為は行われており、否定されているわけではなく、むしろ、否定されているのは「クリーム」の固まるという変化なのである。また、(113b)の「固まらなくする」「固まらなくさせる」においても否定されているのは「クリーム」の「固まる」という変化である。したがって、(113a)と(113b)は同じ事態を表していることになるわけである。¹⁰ ただし、厳密にいえば、両者には意味的違いがあり、それは以下見るように両形式の構文的な違いに由来するものである。

「否定(ない)+使役(させ)」と「使役(させ)+否定(ない)」は、(113)のように常に両

*10 「固まらせない」と「固まらなくする」「固まらなくさせる」における「否定」と「使役」の関係は次のような例においても観察される。(1a)において、「ない」が意味的に否定しているのは「ほしい」ではなく、「行く」である。(1b)においても、「ない」が否定しているのは「行く」なので、両者は同じ事態を叙述することになる。

- (1) a. 僕は君に行ってほしくない。
b. 僕は君に行かないでほしい。

形式が成立するわけではない。4.2.2.1 節の「意味的条件」であげたグループ1、グループ2、グループ3を「させない」形式で表してみると、以下見るように「なくする/なくさせる」形が成立する場合には「させない」形は成立せず、「なくする/なくさせる」形が成立しない場合には「させない」形が成立する傾向を示す。「なくする」形は、厳密には使役文ではないため、「なくさせる」形と同等に「させない」形との比較の対象にすることには議論の余地があるものの、意味的に「なくさせる」とほぼ同様の状況を表すので、ここでは語彙的使役という観点から共に扱うことにする。

<グループ1>

他動詞[十意志性][一状態性]

- (114) a. *医者は太郎を煙草を吸わなくする。
a'. ??医者は太郎に煙草を吸わなくさせる。
a''. 医者は太郎に煙草を吸わせない。
b. *太郎は花子を歌を歌わなくする。
b'. ??太郎は花子に歌を歌わなくさせる。
b''. 太郎は花子に歌を歌わせない。
c. *母親は娘を料理を作らなくする。
c'. ??母親は娘に料理を作らなくさせる。
c''. 母親は娘に料理を作らせない。
d. *太郎は花子を部屋の戸を開けなくする。
d'. ??太郎は花子に部屋の戸を開けなくさせる。
d''. 太郎は花子に部屋の戸を開けさせない。
e. *太郎は花子をゼリーを固めなくする。
e'. ??太郎は花子にゼリーを固めなくさせる。
e''. 太郎は花子にゼリーを固めさせない。

自動詞[十意志性][一状態性]

- (115) a. ??学生を廊下で走らなくする/走らなくさせる方法。
a'. 学生を廊下で走らせない方法

- b. ??母親は息子を学校へ行かなくする/行かなくさせる。
- b'. 母親は息子を学校へ行かせない。
- c. ??母親は子供を泣かなくする/泣かなくさせる。
- c'. 母親は子供を泣かせない。

<グループ2：自動詞[一意志性][一状態性]>

- (116) a. クリームを固まらなくする/固まらなくさせる方法はないか。
- a'. クリームを固まらせない方法はないか。
 - b. セーターを縮まなくする/縮まなくさせる加工法。
 - b'. セーターを縮ませない加工法。
 - c. 肉を腐らなくする/腐らなくさせる方法。
 - c'. 肉を腐らせない方法。
 - d. この薬品は氷を溶けなくする/溶けなくさせる。
 - d'.??この薬品は氷を溶けさせない。
 - e. 風邪を治らなくしている/治らなくさせている原因は何か。
 - e'.??風邪を治らせない原因は何か。
 - f. コーヒーを冷めなくする/冷めなくさせる電気プレート。
 - f'.??コーヒーを冷めさせない電気プレート。
 - g. 部屋の戸を開かなくする/開かなくさせる方法。
 - g'.??部屋の戸を開かせない方法。
 - h. 成績を落ちなくする/落ちなくさせる指導法。
 - h'.??成績を落ちさせない指導法。
 - i. 車を濡れなくする/濡れなくさせる防水カバー。
 - i'.??車を濡れさせない防水カバー。

<グループ3：状態性の強い動詞[一意志性][十状態性]>

- (117) a. まきは受話器を掌で抑えて聞こえなくする。
- a'.*まきは受話器を掌で押さえて聞こえさせない。
 - b. 霧は絶えず流れて人影を見えなくさせる。

- a'. *霧は絶えず流れて人影を見えさせない。
- c. 大きな眼鏡がその鼻を目立たなくさせていた。
- c'. ??大きな眼鏡がその鼻を目立たせない。
- d. 物事の本質を分からなくさせる。
- d'. ?物事の本質を分からせない。
- e. 芸術は人を落ち着かなくさせる。
- e'. ?芸術は人を落ち着かせない。
- f. 部屋の中を匂わなくする/匂わなくさせる方法はないか。
- f'. ?部屋の中を匂わせない方法はないか。

以上を概略すると、次のようにある。グループ1では、「なくする/なくさせる」形は成立しないが、「させない」形が成立する。グループ2では、「なくする/なくさせる」形と「させない」形が両方成立する部類と、「なくする/なくさせる」形のみが成立する部類がある。グループ3では、「なくする/なくさせる」形は成立するが、「させない」形が成立しない。このような分布をどう捉えるべきだろうか。そこで、「なくする/なくさせる」形と「させない」形は、それぞれ異なる類型の命題をとるのではないかということが考えられる。つまり、我々が認識する世界の類型を状態と非状態に分けるなら、「なくする」「なくさせる」形は状態を引き起こす状況を表すのに用いられるのに対して、「させない」形は非状態を引き起こす状況を表すのに用いられるということである。

(118) 「なくする」「なくさせる」形は、状態を使役対象とし、
「させない」形は、非状態(出来事)を使役対象とする。

ここで問題になるのは、グループ2である。なぜなら、グループ2では「なくする/なくさせる」形と「させない」形の両方が成立する場合もあれば、「なくする/なくさせる」形しか成立しない場合もあるからである。そこで、グループ2を再検討してみると、「を」格名詞句の性質に違いが見られることに気づく。つまり、次の(119)のように「を」格名詞句に自発性が認められる場合には、両形式が用いられるが、次の(120)のように自発性が認められない場合には、「させない」形は成立しない。

(119) 「を」格名詞句が [+自発性] の場合

- a. クリームを固まらなくする/固まらなくさせるークリームを固まらせない
- b. セーターを縮まなくする/縮まなくさせるー セーターを縮ませない
- c. 肉を腐らなくする/腐らなくさせるー 肉を腐らせない

(120) 「を」格名詞句が [-自発性] の場合

- d. 氷を溶けなくする/溶けなくさせるー ??氷を溶けさせない
- e. 風邪を治らなくする/治らなくさせるー ??風邪を治らせない
- f. コーヒーを冷めなくする/冷めなくさせるー ??コーヒーを冷めさせない
- g. 部屋の戸を開かなくする/開かなくさせるー ??部屋の戸を開かせない
- h. 成績を落ちなくする/落ちなくさせるー ??成績を落ちさせない
- i. 車を濡れなくする/濡れなくさせるー ??車を濡れさせない

(119)において、「なくする/なくさせる」形と「させない」形の両形式が成立しているのはなぜだろうか。それは、「動詞+ない」が、非状態(出来事)にも状態にも解釈され得る二面性を持っているからであると考えられる。つまり、「動詞+ない」が状態を表すと解釈される場合は、「なくする/なくさせる」形が用いられ、「動詞+ない」が非状態(出来事)を表すと解釈される場合は、「させない」形が用いられるということである。グループ2の「動詞+ない」が状態を表すことが可能であることに関しては、4.2.2.1節「意味的条件」で森山(1988)の無意志支配の性質叙述化で説明した。では、なぜ、(119)では「動詞+ない」が出来事にも解釈されるのだろうか。それは、(119)にあげられている名詞句が無生物ではあるが、そこに本性や自発性が認められるからである。つまり、自発性を持つとされる「クリーム」「セーター」「肉」が主語名詞句にくると、動詞に[+意志性]の性質が生まれ、使役文「ゼリーを固まらせる」「セーターを縮ませる」などが成立するが、これは「動詞+ない」が非状態(出来事)を表すことを意味する。一方、(120)においては、「風邪」「コーヒー」「部屋の戸」「成績」などが自発性がないとされるため、動詞に[+意志性]が生れることはなく、「動詞+ない」も出来事を表すことはできない。したがって、「動詞+ない」が状態のみを表すことになり、「させない」形は成立せず、「なくする/

なくさせる」形のみが成立すると推測される。*11

以上の「なくする/なくさせる」と「させない」の分布を簡単にまとめると<表2>のようになる。

<表3>

	なくする/なくさせる	させない
グループ1 非状態 (出来事)	*行かなくする/?行かなくさせる *吸わなくする/?吸わなくさせる *歌わなくする/?歌わなくさせる	行かせない 吸わせない 歌わせない
グループ2 状態・非状態 (出来事)	固まらなくする/固まらなくさせる 縮まなくする/縮まなくさせる 腐らなくする/腐らなくさせる	固まらせない 縮ませない 腐らせない
状態	溶けなくする/溶けなくさせる 治らなくする/治らなくさせる 開かなくする/開かなくさせる 冷めなくする/冷めなくさせる 治らなくする/治らなくさせる 落ちなくする/落ちなくさせる 濡れなくする/濡れなくさせる	?溶けさせない ??治らせない ??開かせない ??冷めさせない ??治らせない ??落ちさせない ??濡れさせない
グループ3 状態	見えなくする/見えなくさせる 聞こえなくする/聞こえなくさせる 目立たなくする/目立たなくさせる 分からなくする/分からなくさせる 気づかなくする/気づかなくさせる 落ち着かなくする/落ち着かなくさせる 匂わなくする/匂わなくさせる できなくする/できなくさせる	*見えさせない *聞こえさせない ??目立たせない ??分からせない ??気づかせない ??落ち着かせない ??匂わせない *できさせない

*11 「氷」は溶ける自発性を持つと思われるが、なぜか「氷を溶けさせない」が成立しない。

<表3>の分布から分かるように、出来事(非状態)を表す「動詞+ない」の使役化は「させない」形によって担われ、状態を表す「動詞+ない」の使役化は「なくする」「なくさせる」形によって担われている。つまり、「なくする」「なくさせる」形と「させない」形は相補分布を成していることになるわけである。この分布は、「なくする」「なくさせる」形と「させない」形の意味の違いとも関係する。「なくする」「なくさせる」形の基になる「～くする」「～くさせる」は、対象に働きかけて、対象の属性や性質を変化させること、すなわち、状態変化を表す。一方、「させない」形の基になるのは、「動詞+させ」構文であり、「動詞+させ」構文は、動的事象を被使役者の意志や自発性を通して引き起こすことを表す。このような意味的違いに支えられ、「なくする」「なくさせる」形と「させない」形は、それぞれの意味機能を持ち、相補分布を成している。

以上、否定文「動詞+ない」の他動化と使役化について、考察を行った。以下、4.3節と4.4節では、難易文「動詞+やすい/にくい」と願望文「動詞+たい」の他動化と使役化について考察を進める。

4.3 難易文「動詞+やすい/にくい」の他動化と使役化

4.3.1 一項タイプと二項タイプ

本節では、難易文と呼ばれる「動詞+やすい/にくい」の他動化・使役化を通じて、否定文「動詞+ない」の他動化・使役化の成立条件である意味的条件と統語的条件が、ここでも同様に適用されることを述べる。¹² 「動詞+やすい/にくい」文の他動化・使役化の考察に入る前に、まず、「動詞+やすい/にくい」文を、一項述語であるか、二項述語であ

*12 「動詞+やすい/にくい」は難易文の代表的な形式ではあるが、「動詞+よい(例:住みよい)」や「動詞+がたい(例:考えがたい)」なども難易文の中に含める。

るかによって、二つのタイプに分類したいと思う。¹³ なぜなら、この分類は、「動詞+やすい/にくい」文の他動化と使役化に影響するからである。一つは、次の(121)のように、「動詞+やすい/にくい」が二項をとるタイプ(二項タイプ)である。もう一つは、次の(122)、(123)のように、一項をとるタイプ(一項タイプ)である。

<二項タイプ>

- (121) a. 年寄りにはこの家が住みやすい。
b. 私にはジョンが説得しやすい。
c. 彼にはこのナイフが使いやすい。 (井上 1976)

<一項タイプ>

- (122) a. (～に)トヨタの車は乗りやすい。
b. (～に)鶏肉は料理しやすい。
c. (～に)この青汁は思ったより飲みやすい。
d. (～に)このグラウンドは走りやすい。
e. (～に)この歌は覚えやすい。
f. (～に)蟹は食べにくい。
g. (～に)この説明はわかりにくい。

*13 井上(1976)では、「動詞+やすい」には、二つの意味があると指摘している。一つは「～がち」に置き換えられる(いわゆる傾向を表す)意味で、もう一つは難易を表すと意味であるとしている。本稿では、この意味的分類が、他動化や使役化に影響を及ぼさないと判断されるため、特にこの分類は考慮に入れないので、本論文で提案する分類に基づいて考察を進める。なぜなら、次の(1a)は傾向を表す文であるが、他動化・使役化した(1b)、(1c)は「彼」の状態変化を表しており、これは難易を表す文においても同様に起こることだからである。つまり、「動詞+やすい」が傾向を表す場合でも難易を表す場合でも、他動化・使役化の結果は対象の状態変化であるため、傾向と難易の意味的違いが反映されない。

- (1) a. 彼はいらいらしやすい。 (井上 1976)
b. X が彼をいらいらしやすくする。
c. X が彼をいらいらしやすくさせる。

- (123) a. この豆は煮えにくい。
 b. 新建材は燃えやすい。
 c. 水と油はまざりにくい。 (井上 1976)
 d. 鉄筋はさびやすい。

二項タイプとは、「XにはYが動詞+やすい/にくい」において、「動詞+やすい/にくい」が「が」格名詞句の状態を表し、かつ、その状態は特定の誰かに関連するという二重の構造を持つタイプである。(121a)でいえば、「この家」が「住みやすい」という状態にあり、そしてその状態は特定の誰か、すなわち「年寄り」にとってそうであるということを表す。このような構造は能動的可能表現と類似している。

次は一項タイプについて見てみる。一項タイプには二種類がある。その一つは、(122)のように、「動詞+やすい」が「が」格名詞句の状態(属性・性質)を表しており、その状態は不特定一般の人にとってそうであることを表すタイプである。つまり、「XにYが動詞+やすい/にくい」において、「Xに」は問題にならないので、背景化されて文には現れないというタイプである。このタイプは、受動的可能表現と類似している。(122a)でいえば、「乗りやすい」は「トヨタの車」が持っている属性・性質であり、その属性・性質は特定の誰かにとってそうであるというのではなく、車を運転する人なら誰でもという不特定多数の人に関連することである。したがって、このタイプでは「一般にトヨタの車は乗りやすい」のように「(人)に」の代わりに「一般に」を付加することが可能である。

もう一つのタイプは、(121)や(122)のように「動詞+やすい/にくい」が「が」格名詞句の状態を表し、その状態が特定であれ不特定であれ、他の誰かに関連するのではなく、そこで完結するタイプである。このタイプの特徴としては、動詞が状態変化を表す[一意志性]の自動詞が多い点である。(123a)でいえば、「煮えやすい」は「この豆」の性質・属性を表しており、それは他の誰かに関連するものではない。

ここまでをまとめると、次のようである。

- 「動詞+やすい/にくい」：1. 二項タイプ(「～に(は)～が動詞+やすい/にくい」)
 ⇒ 「年寄りにはこの家が住みやすい」タイプ
 2. 一項タイプ(～が動詞+やすい/にくい)
 ⇒ 「トヨタの車は乗りやすい」タイプ
 ⇒ 「この豆は煮えにくい」タイプ

4.3.2 「動詞+やすい/にくい」の他動化と使役化

4.3.1 節では、難易文「動詞+やすい/にくい」を一項タイプと二項タイプに分類した。本節では、その分類が、他動化と使役化にどのように影響するかを見ていくことにする。

まず、二項タイプから見ていくと、「動詞+やすい/にくい」文の他動化と使役化は、「やすい」「にくい」が形容詞であるため、次の(124)のように「～くする」「～くさせる」構文が適用される。

- (124) a. 年寄りにはこの家が住みやすい。
b. 年寄りにはこの家が住みやすくなる。
→ b'. ??私は年寄りにこの家を住みやすくさせる。
c. ??私は年寄りにこの家を住みやすくする。
→ c'. *彼女は私に年寄りをこの家を住みやすくさせる。

(124a)は、「住みやすい」が「この家」の属性・性質を叙述すると同時に、それが「年寄り」につながる状態であることを表している。(124a)の他動化・使役化の過程を見ると、(124a)を出発点として、自動詞文(124b)が派生する。そして、(124b)を他動化すると(124c)の「住みやすくする」になり、使役化すると(124b')の「住みやすくさせる」になる。つまり、(124b)の「住みやすくなる」と(124c)の「住みやすくする」は自他関係に、(124b)の「住みやすくなる」と(124b')の「住みやすくさせる」は、使役関係にあるのである。この自他と使役の関係は、「動詞+ない」の他動化と使役化におけるそれと平行している。ところが、(124c)と(124b')は、(124a)の状態を「私」が引き起こすことを表わす文としては成立しない。それは、(124a)の「動詞+やすい」の「やすい」が形容詞であるため、「住みやすい」は状態性を持ち、意味的条件を満たしているが、「住みやすい」が「年寄り」と「この家」の二項をとる述語であるため、述語が一項述語でなければならないという統語的条件を満たしてないからである。つまり、(124c)の他動詞文は、「動詞+ない」の他動化とは違って、二重ヲ格制約には抵触しないが、「年寄りに」のように経験者が「に」格で表されることになるため成立しない。(124b')の使役化も同様の理由によって成立しない。ただし、(124b')における「年寄り」が、次の(125)のように動作主の意味役割を持つ場合は成立するが、これは別の構文になってしまう。

- (125) a. 私は年寄りにこの家を住みやすくさせる。
 b. 年寄りがこの家を住みやすくする。

(125a)は(125b)の使役文としては成り立つ。つまり、(125b)は「年寄り」がこの家に何らかの工夫をして、この家を住みやすい状態に変えるという状況を表し、「年寄り」の意味役割は動作主となる。そして、(125b)を使役文にすると(125a)になるわけである。つまり、(125a)は「私」が「年寄り」に指示して、「年寄り」が「この家」を住みやすい状態に変化させるという状況を表す文としては成立する。しかし、(124b)の「年寄りにはこの家が住みやすくなる」の使役文としての解釈、すなわち「私」が何らかの働きかけをして、この家が「年寄り」にとって住みやすいようになるという解釈では成立しない。

次は、「動詞+やすい/にくい」が一項述語の場合(一項タイプ)を見てみる。

- (126) a. トヨタの車は乗りやすい。
 b. トヨタの車が乗りやすくなる。
 → b'. ?研究チームはトヨタの車を乗りやすくさせる。
 c. 研究チームはトヨタの車を乗りやすくする。
 → c'. 社長は研究チームにトヨタの車を乗りやすくさせる。

(126a)は一項タイプの難易文である。一項タイプの難易文では、他動化の(126c)が成立し、使役化の(126b')も他動化の(126c)よりは若干不自然ではあるが、成立する。二項タイプの(124)では、「動詞+やすい」が二項述語であるため、「誰かに」という項が必要とされていた。そして、(124c)や(124b')ではその「誰かに」が動作主ではないため、「に」格の被使役者に関する制約を守れなくなり、他動化・使役化が成立しなかった。一方、一項タイプの(126)では、「乗りやすい」が一項述語なので、そのような問題は生じない。使役文(126b')の不自然さは「トヨタの車」が無生物であるため、他動詞文の方が自然であるという他動性と使役性の違いによるものである。このように、「動詞+やすい/にくい」が一項タイプか二項タイプかは、他動化と使役化の成立に重要な条件になっていることが分かる。

次は、もう一つの一項タイプの他動化と使役化である。

- (127) a. 鉄筋はさびやすい。
 b. 鉄筋がさびやすくなる。
 → b'. 空気中の二酸化炭素が鉄筋をさびやすくさせる。
 c. 空気中の二酸化炭素が鉄筋をさびやすくする。
 → c'. *W が空気中の二酸化炭素に鉄筋をさびやすくさせる。

(127a)の「さびやすい」は、「鉄筋」の性質・属性を表しており、鉄筋が「さびやすい」という状態は、特に関連する人を持たず、それ独自の事態である。そして、(127c)の他動詞文と(127b')の使役文は、「空気中の二酸化炭素」が原因となって、(127a)のような状態が起こることを表す文として成立する。

以上から、難易文における他動化と使役化は「動詞+やすい/にくい」が状態性を持っているため、意味的条件は常に満たしており、統語的条件が他動化・使役化の成立に重要な条件になっていることが分かる。これは「可能動詞+ない」の場合と同様である。つまり、他動詞の能動的可能表現のように、二項タイプの場合には他動化も使役化も成立しないが、受動的可能表現のように、一項タイプの場合には他動化や使役化が成立する。

以下、実例をあげる。

<一項タイプ：「この豆は煮えにくい」タイプ>

- (128) 空気中の二酸化炭素がコンクリート中のアルカリ成分を中和させて鉄筋をさびやすくさせる「中性化現象」が通常の二~三倍のスピードで進んでいた。

〔朝日新聞 1999.10.22〕

- (129) 五人の子の重荷と、不幸な夫の境遇とは、細君の心を怒り易く感じ易くさせたということも解った。^{*14} 「破戒」

- (130) まず、菜を熱湯に通す。雑菌を殺し、乳酸菌を繁殖しやすくさせるためだ。
 さっと湯通しするのがコツ。 「朝日新聞 2002.2.27」

- (131) 同漁協によると、アサリの産卵期を前に、長さ約 5 メートルの棒で海底の土

*14 「心」はその持ち主と一体をなすとも、関連する持ち主がいるとも捉えられる。ここでは、「細君の心」のように持ち主が共に示されているため、一項タイプに分類した。

をかき回し、死貝の殻などを取り除き、海中を漂うアサリの幼生を定着しやすくさせる。

【朝日新聞 1999.2.23】

- (132) 装置には、直径約一・五センチのセラミックボールが多数入っている。セラミックに電磁波や遠赤外線を発生させる成分を混ぜ、燃料の分子を分解させ、完全燃焼しやすくさせる。

【朝日新聞 1999.1.25】

<一項タイプ：「トヨタの車は乗りやすい」タイプ>

- (133) フロリダも州政府は共和党、最高裁判事は七人中六人までが民主党系の任命だ。大統領選自体の複雑さに加えて、こうした仕組みも事柄の黑白をわかりにくくしている。

【中日新聞 2000.11.28】

- (134) 日経連のように、判事を増やし裁判所の民事調停を利用しやすくしたら、との考えもある。

【中日新聞 2001.2.9】

- (135) どうせ原爆病は富士の病いだという見方がこの曲解を招き易くする。【黒い雨】

<二項タイプ>

先に二項タイプは、他動化や使役化が成立しないと述べた。ただし、次の例のように「～には～が動詞+やすい/にくい」において、「～には」が背景化されると、他動化や使役化が成立する。これは「可能動詞+ない」の他動化と使役化における被使役者の背景化と同様に、「～には」が背景化されることにより、使役文における被使役者の「に」格名詞句は動作主の意味役割を持つという制約の違反を避けることが可能になるからであると考えられる。

- (136) 「患者はだまされやすい」という前提を捨て、さまざまな情報を入手しやすくし、「選択の自由」を与える時代に入ったと考える。【毎日新聞 2000.9.16】

- (137) 例えばシルバーシート。元気な人が占拠するとの批判はともかく、シルバーシートがあるために、多くの人は、お年寄りや妊婦らはシルバーシートに座ればよいと考えている。その結果、一般席では素直に席を譲りにくくしてしまった面も見逃せない。

【毎日新聞 2001.1.14】

- (138) 私はかつて講義を怠けたことがなかったが、柏木についてもっと知りたいという思いは、この機会を逸しがたくさせた。

【金閣寺】

(139) 長旅を少しでも過ごしやすくさせるため、機内に寝室を設けることが検討されている。

【朝日新聞 2002.4.7】

(140) <県信用保証協会>国や県、市町村、民間金融機関が出資母体になり、担保は少ないが、健全な経営をしている企業に対し、「保証人」になって融資を受けやすくさせる団体。

【朝日新聞 1998.11.05】

しかし、希に「～に」が背景化されずに、文に現れることもある。

(141) 現在はサーブのインパクトが相手に見えない選手がほとんど。この改正には、レシーバーにサーブの回転を判断しやすくさせる狙いがあり、サービスレシーブが弱いと言われている日本選手には有利に働く可能性もある。

【朝日新聞 2002.4.7】

以上、難易文「動詞+やすい/にくい」の他動化と使役化について考察した。「動詞+やすい/にくい」文は、一項タイプと二項タイプに分けることができ、この分類は他動化と使役化を説明するのに有効であることを述べた。また、構文的な特徴として、「動詞+やすい/にくい」文の他動化と使役化において、「動詞+やすくなる」と「動詞+やすくする」は自他関係に、「動詞+やすくなる」と「動詞+やすくさせる」は使役関係にあることを述べた。そして、この自他と使役の関係は、「動詞+ない」の他動化と使役化のそれとも平行しているものであった。意味的特徴としては、「動詞+やすい/にくい」文の他動化と使役化には、「動詞+ない」の他動化と使役化で提案した統語的条件が必要であることを述べた。

4.4 願望文「動詞+たい」の他動化と使役化

本節では、願望を表す「動詞+たい」文の他動化と使役化について考察する。「動詞+たい」文の他動化・使役化も「たい」が形態的に形容詞に属するので、「～くする」「～くさせる」構文が適用される。

- (142) a. 私が泣きたい。
 b. 私が泣きたくなる。 → b'. 太郎が私を泣きたくさせる。
 c. ?太郎が私を泣きたくする。 → c'. 花子が太郎に私を泣きたくさせる。

(142a)の「動詞+たい」を出発点として、まず(142b)の自動詞文が派生する。そして、(142b)の自動詞文は(142c)の他動詞文や(142b')の使役文へとつながる。願望文「動詞+たい」は、主語の状態を表すので、意味的条件は常に満たしている。また、(142)では、「動詞+たい」の動詞が一項述語であるため、統語的条件も満たしている。したがって、他動化や使役化に求められる条件を全て満たしていることになり、(142c)や(142b')が成立する。(142c)の他動詞文は若干成立しにくいが、これは他動性と使役性の違いによるものである。つまり、願望文の「動詞+たい」は、感情を表す主觀性の高い述語であるため、「私」の状態変化が成り立つにあたって、「太郎」のコントロールは、働きかけの段階にとどまることが予想される。このような事情から、主語のコントロールが働きかけの段階にとどまることを表す使役文の方が成立しやすいのである。

次は、「動詞+たい」が二項述語の場合である。次の(143)は動詞が他動詞なので、二項述語となり、統語的条件を満たしていない。

- (143) a. 私が野菜が食べたい。
 b. 私が野菜が食べなくなる。 → b'. ??太郎は私に野菜を食べたくさせる。
 c. *太郎は私を野菜を食べたくする。
 → c'. *花子が太郎に私を野菜を食べたくさせる。

(143)から分かるように、「動詞+たい」文も、「動詞+ない」「動詞+やすい/にくい」文の場合と同様に、「動詞+たい」の動詞が二項述語である場合には、他動化・使役化が成立しない。つまり、他動化の(143c)は二重ヲ格制約(厳密にいえば二重目的語制約)が働き成立せず、使役化の(143b')は経験者の意味役割を持つ被使役者「太郎」を「に」格で表すことができないため成立しない。次にあげる実例においても動詞が一項述語である。

<実例：「動詞+たい」が一項述語の場合>

- (144) 私がどうしてこの石を失くさなかつたかわからない。なぜなら、私は何でもみんな失くしてしまうから……。今日、この石は桃色に、暖かく私の手の中にあって、私を泣きたくさせる。 「悲しみよ こんにちは」
- (145) 「東京迷路」のほうは、格調高いモノクロームの写真集。しかし、よく見ると、へんな場所にばかり目が行ってしまう、写真家の旺盛な好奇心があらわれている。この本もまた、仕事を放り出して街をぶらつきたくさせる、危険な一冊だ。 「朝日新聞 2000.2.6」
- (146) 「子供の良い芽を摘みとる大人達」「学校に行きたくさせる教師像」「現代の子供達をどのように導くべきか」など六章で構成している。

【朝日新聞 1996.2.23】

ただし、二項述語の「他動詞+たい」においても、被使役者の背景化が起こると使役文が成立する。

- (147) a. ??思わず私に焼き肉を食べたくさせるこの匂い。
b. 思わず(私に)焼き肉を食べたくさせるこの匂い。

以下、実例をあげる。

- (148) スープというより、それは煮込みキャベツの甘酢っぱい匂いで、街を歩いていると突然空腹を実感させビールを飲みたくさせる、日本で言うとうなぎを焼く煙やラーメン屋の匂いのようなものだ。 「朝日新聞 1999.8.10」
- (149) 映画に登場する医師は「アルコールという特殊な薬品が、脳の中に麻薬を作り、異常に飲みたくさせる欲望をわかせる」と言い、意思と関係のない「病気」である点を強調する。 「朝日新聞 1995.12.19」
- (150) 「よう、ご同輩」と、思わず声をかけたくさせる雰囲気が、千葉にはある。 「朝日新聞 1996.3.9」
- (151) 完成した版画集は、生き生きして、見るものに当時のいきさつについて、もっと詳しく知りたくさせる迫力がある。 「朝日新聞 1996.1.21」
- (152) とらえどころのない、この「情動」に対して、客観的で、そして個人的でも

ある検証が行われた刺激的な一冊だ。著者自身の注釈と訳者注もきめ細かく、そこで紹介されている資料や本をさらに読みたくさせてくれる。

【朝日新聞 1990.4.22】

- (153) NHK 総合や教育、もちろん衛星放送内でも流れる「BS のお知らせ」に登場する声ですね。明るくはつらつとして、ちょっと甘えた感じもする、ついつい BS を見たくさせちゃう声の主。 【朝日新聞 2001.1.24】

以上、願望文「動詞+たい」の他動化と使役化に関して考察を行った。願望文「動詞+たい」の他動化・使役化における自他と使役の関係は、否定文「動詞+ない」や難易文「動詞+やすい/にくい」の他動化・使役化における自他と使役の関係と平行的であることを述べた。また、統語的条件を満たしていない二項述語の場合は、他動化や使役化が基本的には成立しないが、被使役者の背景化が起こると、使役文における「に」格の被使役者に関する制約の違反が起こらないため、成立することを指摘した。

4.5 おわりに

以上、本章では、否定文「動詞+ない」、「可能動詞+ない」、難易文「動詞+やすい/にくい」、願望文「動詞+たい」の他動化と使役化について考察を行った。構文的には、他動化は「する」によって、使役化は「させる」によって行われることを述べ、さらに、「なる」と「する」の自他関係、「する」と「させる」の使役関係に加え、新たに「なる」と「させる」の使役関係を提案した。意味的には、「動詞+ない」の他動化・使役化が成立するための条件として、「動詞+ない」が状態性を持たなければならぬという意味的条件と、述語が一項述語でなければならないという統語的条件を提示した。そして、この意味的条件と統語的条件は、「動詞+やすい/にくい」や「動詞+たい」の他動化・使役化においても、適用されることを述べた。また、「動詞+なくする」「動詞+なくさせる」の選択問題に関しては、他動性と使役性の違いに基づいて説明した。